

第4次吹田市地域福祉計画

骨子案

本案は、今後、行政として計画案をまとめるために府内調整や審議会での議論を進めていくに当たり、資料22「第4次吹田市地域福祉計画骨子案（令和2年2月14日時点）」をもとに、各所管の地域福祉に関わる事業の取組状況等を踏まえて、事務局案としてとりまとめたものです。

令和元年度末時点

吹 田 市

目 次

第1章 第4次地域福祉計画策定の趣旨など	1
1 地域福祉とは	1
2 本市における主な地域福祉の取組	1
3 計画策定の背景と趣旨	4
(1) 策定の背景	4
(2) 計画の趣旨	4
4 社会福祉法の改正と地域共生社会の実現	5
5 計画の概要	6
(1) 計画の位置づけ（役割）	6
(2) 既存計画との関係	6
(3) 計画期間	7
(4) 地域福祉の「圏域」の考え方	8
(5) 策定体制	9
6 計画の推進と進行管理	10
第2章 吹田市の地域福祉の現状と課題	11
1 市の沿革と地域の特性（ブロック別）	11
(1) 市の沿革	11
(2) 地域の特性（ブロック別）	12
2 第3次吹田市地域福祉計画における施策の主な取組状況	14
(1) 重点施策の主な取組状況	14
(2) 基本的な施策の主な取組状況	17
3 統計データによる本市の状況	19
(1) 人口動向、世帯構造の変化	19
(2) 支援を必要とする人の状況	21
(3) 相談等への対応	24
4 本市における地域活動の状況	26
(1) 地区福祉委員会	26
(2) 民生委員・児童委員	27
(3) 自治会活動	28
(4) 高齢クラブ	28
(5) ボランティア・NPO活動など	29

5 計画策定の取組	31
(1) 地域福祉に関する実態調査の実施.....	31
(2) 地域福祉市民フォーラムの実施.....	50
第3章 地域福祉計画の基本方向	53
1 計画の基本理念及び目標	53
(1) 公民協働による地域福祉活動の推進.....	53
(2) 総合的支援のネットワークの構築.....	54
(3) 地域福祉活動推進の基盤整備.....	54
2 計画の施策体系	55
第4章 施策の展開	56
基本目標1 公民協働による地域福祉活動の推進	56
施策の方向1 お互いに顔の見える関係づくり	56
具体的施策1 地域住民間の交流促進【重点取組】	
具体的施策2 地域活動・ボランティア活動の促進【重点取組】	
施策の方向2 福祉活動の担い手づくり	57
具体的施策1 人権・福祉に関する意識の向上	
具体的施策2 地域福祉を担う人材の育成・確保	
基本目標2 総合的支援のネットワークの構築	58
施策の方向1 権利擁護の推進	58
具体的施策1 高齢者や障がい者等への理解の促進	
具体的施策2 成年後見制度の利用促進【重点取組】	
施策の方向2 地域福祉のセーフティネットの拡充	59
具体的施策1 包括的な相談支援体制の構築【重点取組】	
具体的施策2 地域の安心・安全を支える体制の充実【重点取組】	
基本目標3 地域福祉活動推進の基盤整備	60
施策の方向1 地域福祉活動に関する支援	60
具体的施策1 地域で活動する諸団体への支援	
具体的施策2 社会福祉協議会等の活動支援	
施策の方向2 交流の場、活動拠点の整備	62
具体的施策1 みんなの居場所づくり	
具体的施策2 地域福祉活動の拠点の整備	
施策の方向3 むらしと健康を支える福祉サービスの充実	63
具体的施策1 福祉や子供・子育てに関する制度の充実	
具体的施策2 健康づくりの推進と地域医療体制の充実	
具体的施策3 青少年の健全育成	
具体的施策4 誰もが暮らしやすい生活環境の形成	
具体的施策5 就労と働きやすい環境づくりへの支援	

第1章 第4次地域福祉計画策定の趣旨など

1 地域福祉とは

地域福祉とは、全ての人が尊厳を持って自立し、住み慣れた地域で自分らしく、安心、安全に暮らし続けることができるよう、地域に暮らす人々が主体となり、行政、関係機関などと連携・協働し、地域における生活課題などの解決や改善に向けて取り組むものです。

地域福祉の推進においては、地域における生活課題や現状を明らかにしたうえで、地域を構成する住民、行政、地域団体、関係機関、福祉事業所など、あらゆる主体が連携・協働し、相互に役割を持ちながら、生活課題の解決に向けた仕組みや取組を計画的に推進する必要があります。

2 本市における主な地域福祉の取組

主な地域福祉の取組	取組の概要	担当所管など
自治会活動	一定の区域内に住む人々が、より良い環境・充実した生活が営まれるようにお互いに協力し合い、運営している任意の自治組織です。活動内容や活動形態は自治会によって異なりますが、夏祭りや市民体育祭などの親睦活動、防災・防犯などの安心安全活動、地区清掃などの環境整備活動など、各地域において様々な活動が行われています。	市役所 市民自治推進室 電 話(06)6384-1327 (自治会) (06)6384-1326 (市民公益活動) ファックス(06)6385-8300
市立市民公益活動センター（ラコルタ） (千里ニュータウンプラザ内)	市民公益活動を応援する拠点として開設され、団体の相互交流や情報提供を行うとともに、相談など、市民公益活動をより円滑に行うためのサポートをしています。	市民公益活動センター (ラコルタ) 電 話(06)6155-3167 ファックス(06)6833-9851
子育て支援コンシェルジュ	子育てに関する相談に応じる専門職員をのびのび子育てプラザ内に配置しています。子育て家庭の様々なニーズに合わせて、教育・保育施設や子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう支援するとともに、子育てや子供の育ちに関することなどの相談に応じています。	のびのび子育てプラザ 電 話(06)6875-0665 (相談専用電話) ファックス(06)6816-8588
民生委員・児童委員	自らも地域住民の一員として、日頃から高齢者の見守り活動、福祉や子育てなどに関する相談支援を行うボランティアです。地域住民の中から選ばれ、厚生労働大臣の委嘱を受けて活動しています。	市役所 福祉総務課 電 話(06)6384-1815 ファックス(06)6368-7348
更生保護活動	犯罪や非行をした人の立ち直りを社会の中で見守り、地域の中で支えていく取組です。保護司会、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主会をはじめ、様々な地域のボランティアが協力して、更生保護に関する取組を行っています。	

主な地域福祉の取組	取組の概要	担当所管など
コミュニティソーシャルワーカー(CSW)	地域に密着した生活・福祉の相談員として、市内に13名が配置されています。地域住民の暮らしの悩み事や困り事の相談を受け、行政や関係機関などと連携して支援を行うなど、地域と行政とのつなぎ役として活動しています。	社会福祉法人吹田市社会福祉協議会 電話(06)6339-1205 ファックス(06)6339-1202
地区福祉委員	地域住民によって組織され、おおむね小学校区ごと（市内33）に地区福祉委員会があります。ふれあい昼食会や子育てサロンなどを中心に、地域住民同士のつながり・助け合いの関係づくりを進めるために活動しています。	社会福祉法人吹田市社会福祉協議会 電話(06)6339-1205 ファックス(06)6339-1202
ボランティアセンター（市立総合福祉会館内）	誰もが気軽に立ち寄れるボランティア活動の拠点として開設され、自分でできる範囲で参加できるよう各種ボランティア講座の開催、グループ活動の紹介やボランティア活動に関する情報提供を行っています。	
生活困窮者自立支援	生活保護に至る前の段階の様々な事情で生活や仕事などに困っている方（生活困窮者）に対して、自立相談支援を実施しています。生活困窮者自立支援センターにおいて、相談支援員が課題を整理し、必要な情報の提供・つなぎ・支援を行っています。	市役所 生活福祉室 (生活困窮者自立支援センター) 電話(06)6384-1350
認知症サポーター養成講座	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を地域で温かく見守る「認知症サポーター」になるための講座です。講座を受講した認知症サポーターは、声かけや見守りといった簡単な日常生活の手助けなどを行っています。	市役所 高齢福祉室 電話(06)6384-1375 ファックス(06)6368-7348
地域包括支援センター	高齢者が地域で安心して暮らしていくよう、介護や高齢者福祉の相談業務を実施しています。 高齢者の成年後見制度、介護予防事業、在宅福祉サービス、介護保険の申請の手続き、介護相談など、様々な相談に応じています。	
障がい者相談支援センター	地域での身近な相談窓口として、市内6ブロックに設置されています。障がいのある方などからの電話、来所などによる各種福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援の連絡調整、権利擁護の援助などを行っています。	市役所 障がい福祉室 電話(06)6384-1348 ファックス(06)6368-7348
成年後見制度利用支援	認知症、知的障がいや精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人の権利や財産を守る成年後見制度の利用などに関する支援を行っています。成年後見制度には法定後見制度と任意後見制度の2種類があり、権利を守る援助者を選ぶことで、本人の生活を法律的に支援することができる仕組みです。	市役所 高齢福祉室 電話(06)6384-1360 ファックス(06)6368-7348 市役所 障がい福祉室 電話(06)6384-1346 ファックス(06)6368-7348

【参考】地域福祉に関する主な相談機関など（吹田市生活べんり帳くらしの友 一部抜粋）

相談名	問合せ先	内容など	相談員
消費生活相談	消費生活センター 電話：(06)6319-1000 ファックス：(06)6319-1500	訪問販売や電話勧誘など消費生活に関するトラブル	消費生活相談員
労働相談	地域経済振興室（予約） 電話：(06)6384-1365 ファックス：(06)6384-1292	賃金未払い、解雇、各種ハラスメント、労災など労働問題全般	社会保険労務士弁護士
ニート・ひきこもり者に対する就労相談	地域経済振興室（予約） 電話：(06)6384-1365 ファックス：(06)6384-1292	就労や自立に関する悩みや不安について	専門相談員
就労支援相談	JOBナビすいた 電話：(06)6310-5866	若年者やひとり親家庭の保護者、障がい者、中高齢者などに、就職に役立つ情報の案内や課題の整理・助言。JOBナビすいたでは職業紹介も可能。	就労支援コーディネーター
	地域就労支援岸部センター（交流活動館内） 電話：(06)6388-5791		
職業相談	ハローワーク淀川 電話：(06)6302-4771	仕事に関する相談や紹介	担当職員
青少年相談	子ども・若者総合相談センター「ぶらっとるーむ吹田」 電話：(06)6816-8534 ファックス：(06)6816-8532	ひきこもりやニート、不登校など	専門相談員
人権相談	人権平和室（予約制） 電話：(06)6384-1513	人権に関すること	人権擁護委員
女性のための悩みの相談室	男女共同参画センターデュオ（予約制） 電話：(06)6388-1454	夫や子供、自分自身のことなど	女性カウンセラー
DV相談	すいたストップDVステーション（DV相談室） 電話：(06)6310-7113	配偶者や交際相手からの暴力	DV相談員
児童相談	大阪府吹田子ども家庭センター 電話：(06)6389-3526 ファックス：(06)6369-1736 夜間・休日虐待通告専用電話 電話：(072) 295-8737	子どもや家庭、青少年など	専門職員
健康電話相談	保健センター 電話：(06)6339-1212 ファックス：(06)6339-7075	育児、健康、食事、禁煙、生活習慣病の予防など	保健師など
子どもの相談	吹田保健所（予約制） 電話：(06)6339-2225 ファックス：(06)6339-2058	小児慢性特定疾病児、身体障がい児など	保健師
こころの健康相談		統合失調症、認知症、うつ病などのこころの病気について	精神科医師、ケースワーカー、保健師など
ひとり親家庭相談	子育て給付課（予約優先） 電話：(06)6384-1471 ファックス：(06)6368-7349	ひとり親家庭など。離婚や生活の悩みの相談、自立に向けての助言、求職活動に関する支援	母子・父子自立支援員、就業支援専門員
養育費・面会交流相談	子育て給付課 電話：(06)6384-1471	離婚や別居に伴う子供のための養育費や面会交流に関する相談	家庭裁判所元調査官・家庭問題専門相談員等
来所・電話教育相談	教育センター 電話：(06)6384-4488 ファックス：(06)6337-5412	満3～18歳の本人と保護者が対象。不登校学習、発達、友人関係、いじめ、進路・就学、情緒・行動	教育相談員
出張教育相談		小学校で相談。園児、小中学生と保護者が対象。相談内容は来所・電話教育相談と同じ	
いじめのなやみ相談	教育センター 電話：(06)6337-5411 ファックス：(06)6337-5412	いじめを受けて悩んでいる本人や保護者	
スクール・セキュア・ハラスメント相談		教職員による児童・生徒に対するセキュア・ハラスメント	
心配ごと相談	吹田市社会福祉協議会 電話：(06)6339-1205 ファックス：(06)6339-1202	日常生活の様々な悩み	相談所相談員

3 計画策定の背景と趣旨

(1) 策定の背景

近年、国全体における少子高齢化や核家族化の急速な進行等により、地域での人ととのつながりは希薄になっています。また、情報通信技術等の進歩とともに生活環境は変化しており、価値観の多様化による世代間の意識の違い、頻発する大規模な自然災害など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような社会状況の中、本市においても、認知症などにより支援を必要とする高齢者の増加、社会問題となっているひきこもりなどによる社会からの孤立、虐待や暴力、ダブルケアや8050問題といった複雑化・複合化した課題を抱える世帯が顕在化とともに、経済的に困窮している世帯や発達に支援を要する子供の増加、災害時要援護者支援の課題など、行政による分野ごとの支援体制だけでは解決が困難な地域生活の課題が生じています。

このような課題の解決に向けて、国においては、地域住民一人ひとりが自らの課題として、地域における様々な課題を受け止めながら、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく「地域共生社会」の重要性が示されており、本市においても、地域共生社会の実現に向けた取組を推進していくことが求められています。

(2) 計画の趣旨

本市では、平成28年（2016年）3月に「第3次吹田市地域福祉計画」を策定し、「いのちとくらしを守り、一人ひとりが輝くまちづくり」を基本理念に、地域住民同士の交流促進、福祉活動の担い手づくり、相談支援体制の充実や福祉・保健・医療制度の充実など、地域福祉の推進に向けた様々な取組を展開してきました。

多くの都市で人口減少が進む中、近年、本市の人口は大きく増加しています。しかし、本市においても少子高齢化は着実に進み、いずれは人口が減りはじめることが予測されます。少子高齢化・人口減少の進展による医療や介護などの問題、子育てや介護をしている家庭の孤立、ひきこもりや虐待といった社会的な課題など、地域生活の課題が多様化・複雑化する中、その解決に向けては、地域で暮らす人々が主役となり、地域で活動する様々な団体・事業者や行政との協働のもと、地域づくりの取組を進めていくことが重要です。

本計画は、このような社会状況の変化や、国による法制度の見直しなどの動向を踏まえ、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるまちをめざし、地域福祉をさらに推進していくための方向性を示すために策定するものです。

4 社会福祉法の改正と地域共生社会の実現

少子高齢化・人口減少社会という我が国の大変な課題は、国全体の経済・社会の存続の危機に直結しています。この危機に対応するためには、地域の力を強化し、その持続可能性を高めることが必要であり、国では、地方創生や一億総活躍社会の実現に向けた取組が進められています。平成28年（2016年）6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、「地域共生社会」の実現をめざすこととされました。

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、地域住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

この実現に向けた取組を進めるため、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）により、住民相互の支え合い機能の強化、公的支援と協働して地域課題の解決を試みる体制の整備、複合的な課題に対応する包括的な支援体制の整備などを内容とする社会福祉法の一部が改正され、平成30年（2018年）4月1日に施行されました。

「地域共生社会」の実現に向けては、これまでの地域福祉推進の理念や基本目標の視点を大切にしながら、引き続き、地域福祉を推進していくことの重要性・必要性を踏まえて取組を進める必要があります。

5 計画の概要

(1) 計画の位置づけ（役割）

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉に関する5つの事項を一体的に定める「市町村地域福祉計画」に位置付けられるものであり、住民参加のもとに策定されるものです。

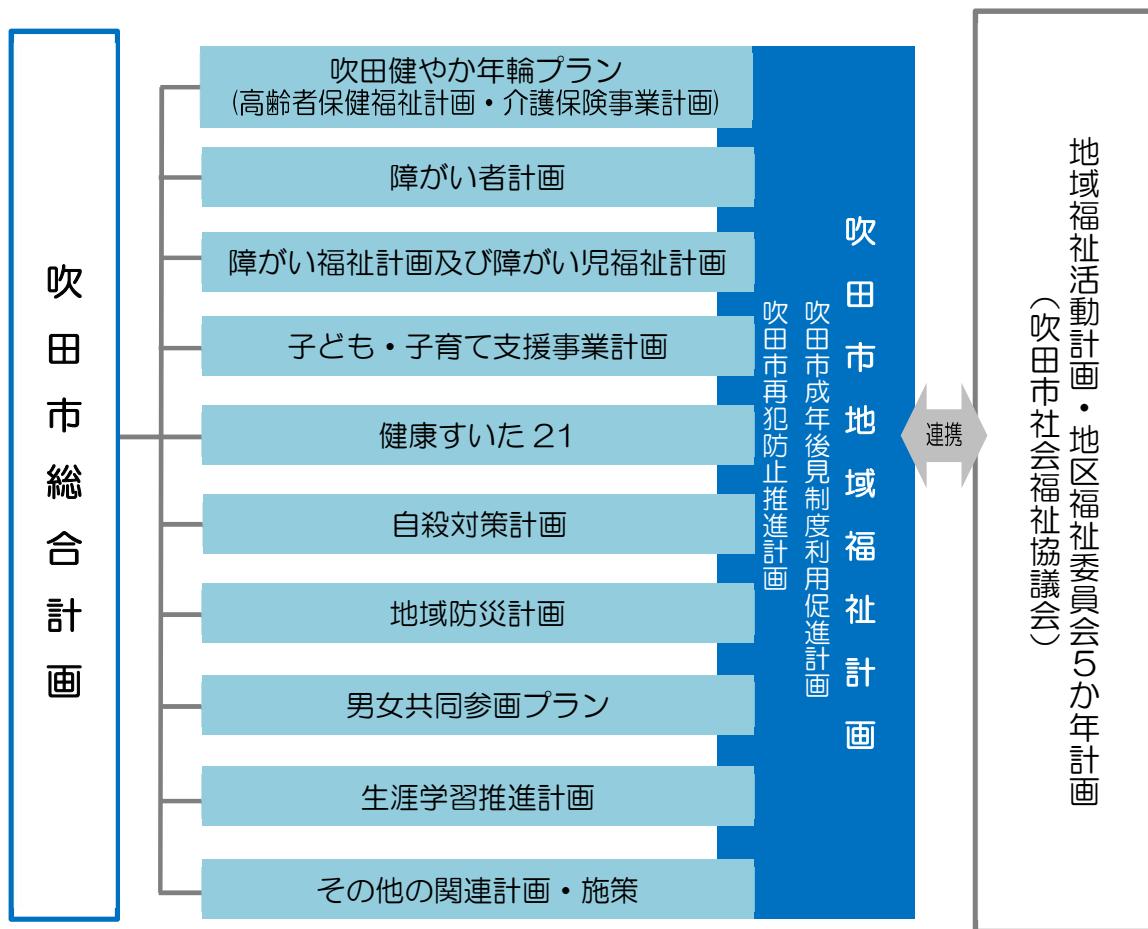
また、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年(2016年)5月施行）に基づき策定する「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（成年後見制度利用促進計画）」及び再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年(2016年)12月施行）に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」を包含しています。

(2) 既存計画との関係

本計画は、吹田市第4次総合計画を上位計画とする福祉分野の個別計画であり、高齢者、障がい者、児童、子育て、健康づくり、防災、その他関連する各分野の個別計画で示されている内容を地域福祉の視点から捉え、それらに共通する理念や方向性を盛り込むなど、分野別の個別計画との調和を図るものです。

また、本計画と連携・協力する計画として、吹田市社会福祉協議会や地域住民の立場から地域福祉を推進するために策定する「地域福祉活動計画・地区福祉委員会5か年計画」があります。この「地域福祉活動計画」は、吹田市社会福祉協議会が、誰もが安心して暮らせる住みよいまちづくりをめざし、地域住民やボランティア団体、NPO、福祉事業者、行政などと協働しながら地域福祉を進めていくための計画であり、本計画とは車の両輪の関係にあります。「地区福祉委員会5か年計画」は地域住民が主体となって市内33地区福祉委員会ごとに策定した中・長期の計画です。内容を一部共有し、本計画の理念や仕組みの実現を支援する施策を盛り込むなどにより相互の連携を図っていきます。

■本市の他計画との関係



(3) 計画期間

本計画の期間は、令和3年度(2021年度)から令和8年度(2026年度)までの6年間です。進行管理と必要に応じた見直しを行います。

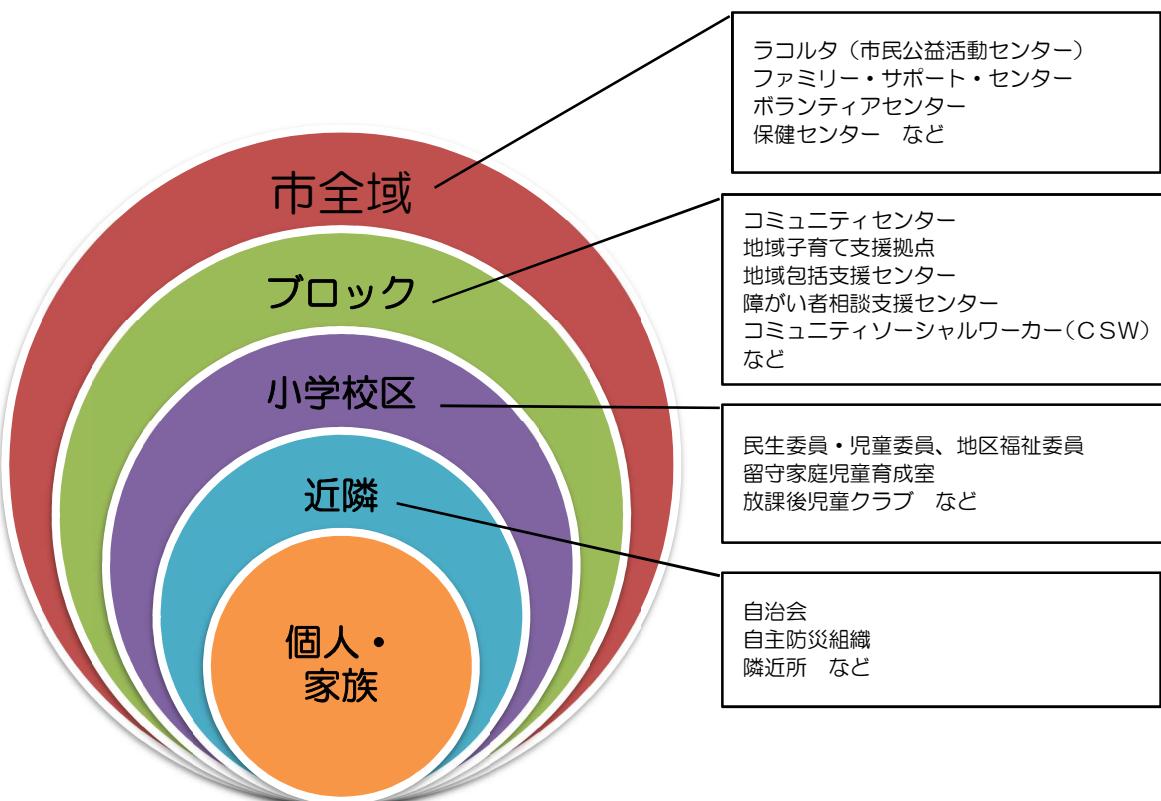
平成 28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和 元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)
第3次計画					第4次計画					

(4) 地域福祉の「圏域」の考え方

地域福祉を推進していくうえでの課題は、地域住民一人ひとりの生活に密着しています。このため、地域福祉の推進における「圏域」は固定的なものではなく、住民主体で展開される地域福祉活動、福祉サービスの内容や地域の実情などを踏まえて、それぞれにふさわしい圏域（エリア）を設定する必要があります。

本計画における「圏域」は、それぞれの取組内容に応じて、隣近所、自治会、小学校区、ブロック単位や全市域など多面的に捉えながら、それらを柔軟に組み合わせるなど重層的に考えます。

これにより、地域福祉活動の展開、助け合いや支え合いのネットワークの構築や福祉サービスの提供など、公民協働による地域福祉活動のさらなる推進をめざします。



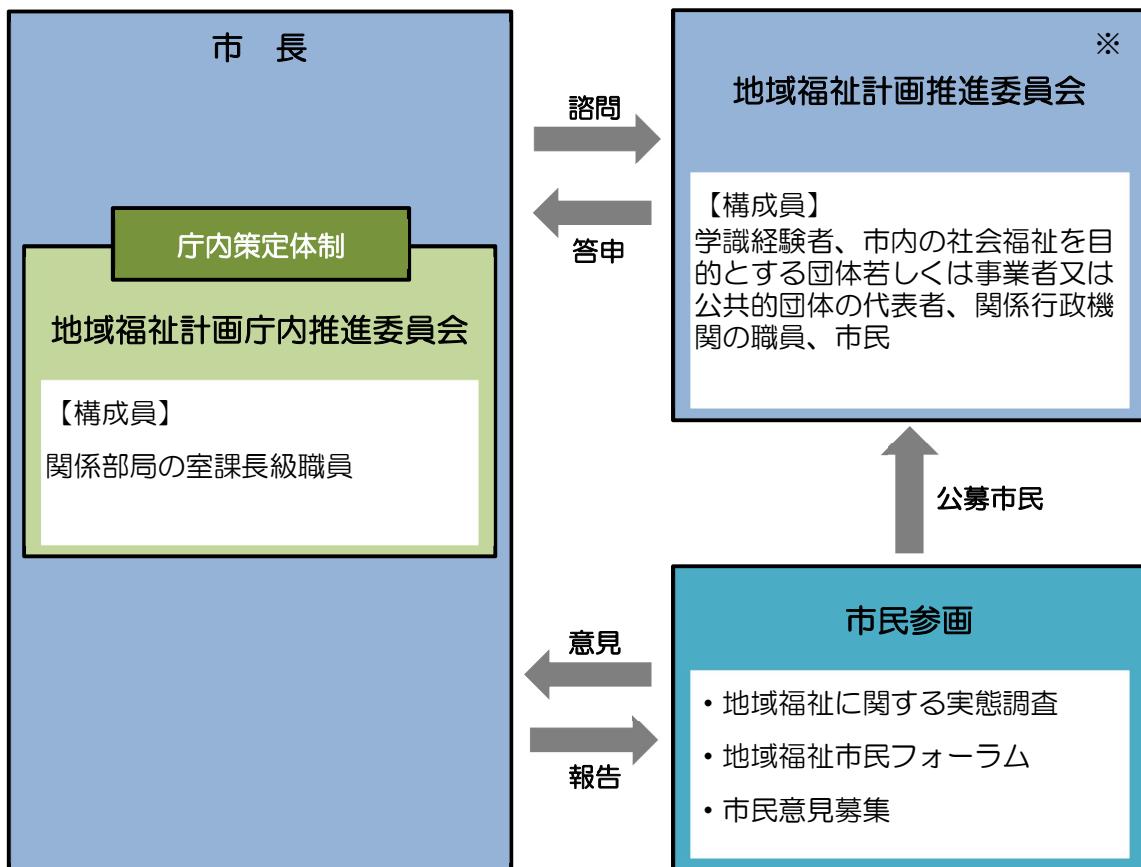
※本計画の12ページには、本市の地域の特性を示す一例として、「地域の特性（ブロック別）」を示しています。

(5) 策定体制

学識経験者、福祉事業の従事者、関係行政機関の職員、公募による市民で構成される「吹田市地域福祉計画推進委員会」に対し、計画策定に係る諮問を行いました。

庁内においては、関係部局の室課長級職員で構成される「吹田市地域福祉計画庁内推進委員会」を中心として、計画策定に関する検討を進めました。

庁内の検討及び吹田市地域福祉計画推進委員会※において、吹田市民の福祉に関する実態調査の分析や計画素案の具体的な内容などについて審議が進められ、とりまとめられた計画案について答申を受けました。



※中核市移行に伴い、地域福祉計画推進委員会は社会福祉審議会の専門分科会に移行しました。

令和2年（2020年）3月まで 吹田市地域福祉計画推進委員会

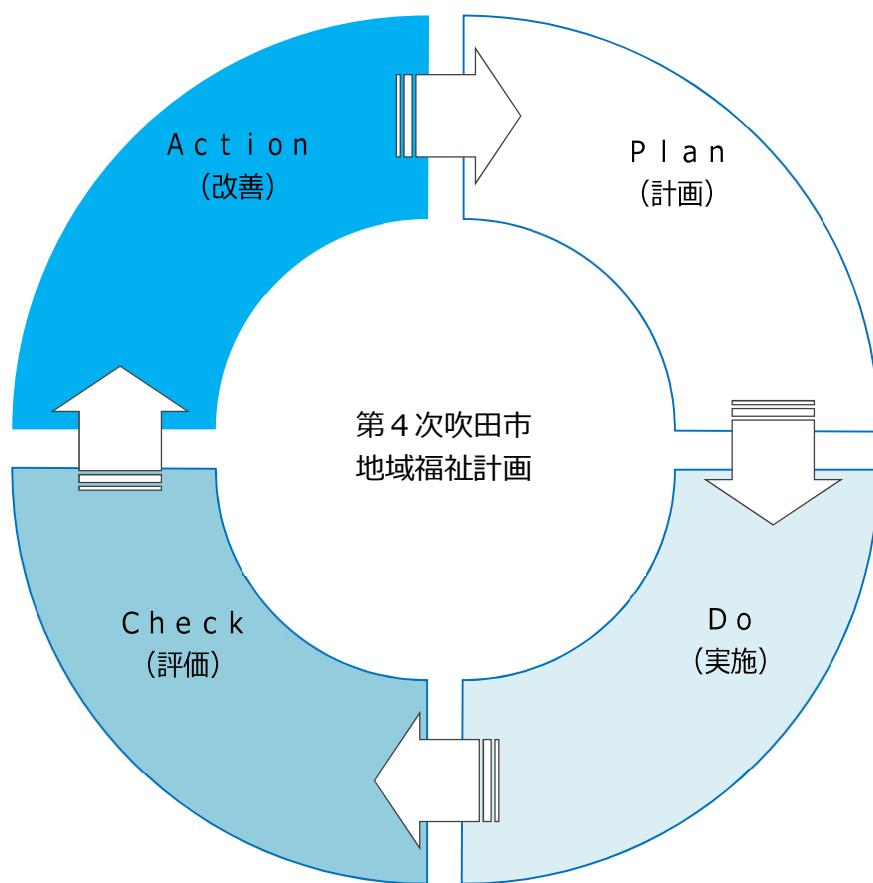
令和2年（2020年）4月から 社会福祉審議会地域福祉計画推進専門分科会

6 計画の推進と進行管理

本計画の実施期間において地域福祉の取組が一層推進されるよう、地域福祉に関わる事業などの成果や進行状況を継続的に確認・評価していくことが重要です。

このため、主に「社会福祉審議会地域福祉計画推進専門分科会」において、Plan（計画） - Do（実施） - Check（評価） - Action（改善）のPDCAサイクルに沿って計画の進行管理を行い、効果的かつ効率的に取組を推進します。

また、評価にあたっては、総合計画や関連する個別計画などによる数値指標を活用するとともに、地域住民などとの協働による意識の変化のような数値化が難しい取組の成果などにも留意して行うことで、取組の改善や成果の向上を図ります。



第2章 吹田市の地域福祉の現状と課題

1 市の沿革と地域の特性（ブロック別）

（1）市の沿革

本市は、歴史的な面影を残す地域や、計画的な住宅開発や道路・公園などの整備が進められた地域、工業や商業が集積する地域など、様々な特性をもった地域から成り立っています。かつて東洋一といわれた吹田操車場跡地は、北大阪健康医療都市（健都）に生まれ変わり、健康寿命の延伸をめざした先進的な取組が進められています。日本初のニュータウンである千里ニュータウンは、まちびらきから50年以上が経過した現在も、計画的に建替えが進められ、さらなる成長を続けています。また、日本万国博覧会の感動の面影を残した自然豊かな万博記念公園は、市民が誇りを抱く憩いの場となっているとともに、ガンバ大阪の本拠地である市立吹田サッカースタジアムなども建設され、市内外から多くの人が訪れています。そして、令和2年（2020年）4月1日には中核市への移行と市制施行80周年を迎え、本市はこれからも先人の英知や努力のもと発展を続け、さらなる飛躍を遂げようとしています。

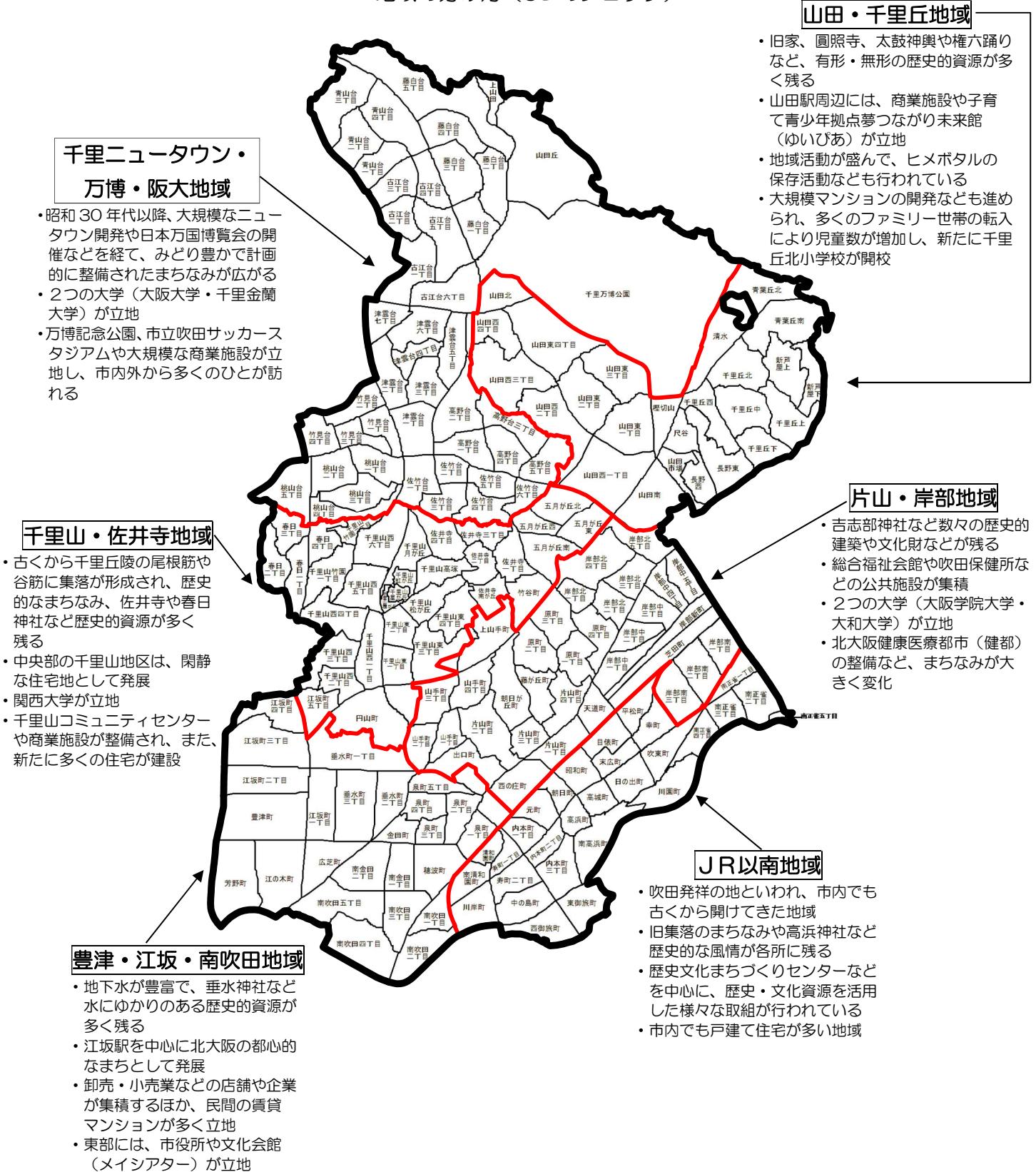
様々な市街地形成の経過や地理的条件をもつ個性豊かな地域で構成される本市は、その大部分を住宅地が占め、そこに暮らす人たちによって特色あるコミュニティが形成され、様々な地域資源を生かしながら、今も活発な地域福祉活動が展開されています。

このような、高い地域力と市民力は本市の特徴であり強みといえます。

(2) 地域の特性 (ブロック別)

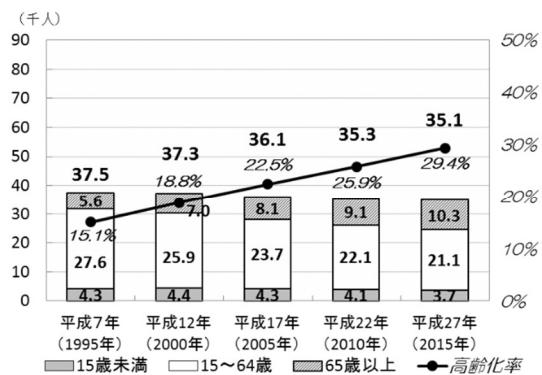
地域福祉の推進においては、取組内容に応じて様々に圏域が設定されます。ここでは、地域に関する基礎的な情報を伝えるための一例として、市域を一定の生活圏域などを考慮した6つのブロックに分けて示します。

■地域の分け方 (6つのブロック)

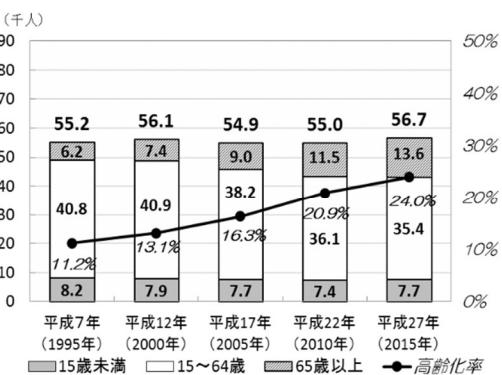


■人口及び高齢化率の推移

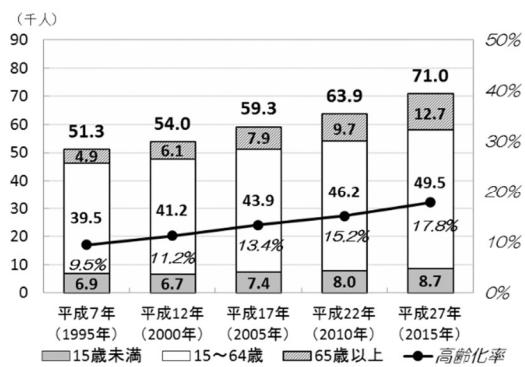
(1) JR以南地域



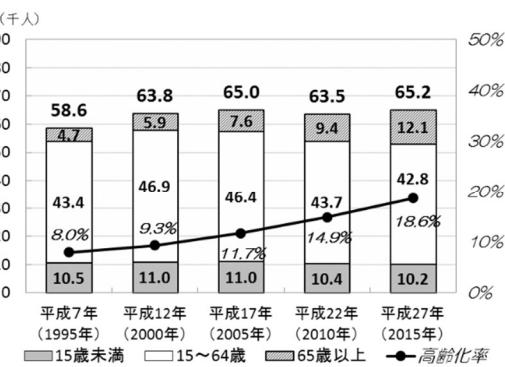
(2) 片山・岸部地域



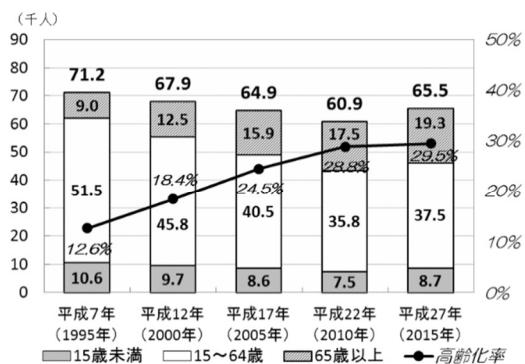
(3) 豊津・江坂・南吹田地域



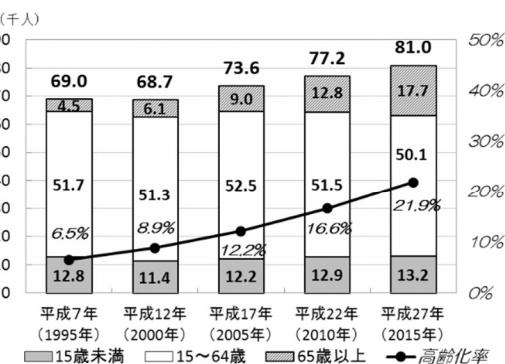
(4) 千里山・佐井寺地域



(5) 山田・千里丘地域



(6) 千里ニュータウン・万博・阪大地域



「吹田市第4次総合計画」から抜粋

2 第3次吹田市地域福祉計画における施策の主な取組状況

第3次地域福祉計画については、地域住民、関係機関及び事業者とともに計画期間の中間に同計画の進捗状況の点検・評価を行い、吹田市地域福祉計画推進委員会での確認・審議を経たうえで、平成31年(2019年)3月に「第3次吹田市地域福祉計画中間報告書」としてとりまとめました。

ここでは中間報告書にまとめた内容を示しています。

(1) 重点施策の主な取組状況

□重点施策1：お互いの顔の見える関係づくり～地域住民間の交流の促進～

取組状況	取組内容
ア 自治会未加入者への情報発信	<ul style="list-style-type: none">自治会未加入者への啓発として、市報すいたやホームページにて加入促進記事の掲載を行い、転入者には、自治会活動を紹介したリーフレットの窓口での配布等を行っています。自治会活動を知っていただくきっかけの一つとして、若い世代にも関心の高いイベントである地域の夏祭りについて、自治会の協力を得て、市のホームページに公開しました。
イ 活動の担い手への情報発信	<ul style="list-style-type: none">自治会加入者への支援として、活動の手引きとなるハンドブックを作成し、吹田市自治基本条例に基づき設置されている市民自治推進委員会においては、市内外の先進的な取組を紹介した取組事例集を作成しました。これらは、市のホームページへ掲載するとともに、窓口でも配布しています。

□重点施策2：地域福祉にふれられる学習機会の充実～人権意識、福祉意識の向上～

取組状況	取組内容
ア 地域福祉市民フォーラム、福祉に関する意識啓発の開催	<ul style="list-style-type: none">市民とともに地域福祉を考える場として毎年開催しています。テーマは社会情勢を勘案し、関心の高い問題について取上げることや、周知方法や開催場所を工夫するなど多くの市民が参加できるようにしています。
イ 福祉に関する意識啓発	<ul style="list-style-type: none">普段、福祉に触れる機会の少ない人が福祉に関心を持ち、身近に触れる機会を創出することを目的に平成29年度(2017年度)から実施しています。子育て世代から高齢者など様々な世代の人が訪れるイベントなどに福祉に関するブースを出展し、大学生と連携した取組や、吹田市社会福祉協議会、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)のPR活動を行いました。

□重点施策3：福祉活動の担い手づくり～地域福祉活動への参加の促進～

取組状況	取組内容
ア 「e Nカレッジすい た」などによる地域人材 育成	<ul style="list-style-type: none"> 「地域や社会の役に立ちたい」「家族や仕事以外のつながりがほしい」そんな思いを共有しながら、ソーシャルな生き方について考える講座で、活動を始めるための知識やコミュニケーションスキル、ボランティア体験などを通じて、新しい生き方を見つける講座です。これまでに5回開講し、毎回20名ほどの方が受講され、年代も様々です。 単発短時間で参加できる「ぷちボラ」のメニューも多く設け、地域で行うボランティア体験の機会を提供しています。
イ 市民公益活動促進補助 金や地域住民居場所づく り活動補助金による財政 支援	<ul style="list-style-type: none"> 市民主体の活力ある地域社会の実現を図ることを目的に、市民公益活動団体が取り組む自主的、公益的な事業に対して補助金による支援を行っています。 これまでに高齢者、障がい者、子供の支援に取り組む事業や環境の保全に取り組む事業、地域住民が集うことのできる居場所づくり事業など、様々な活動に支援してきました。
ウ 吹田市社会福祉協議 会、地区福祉委員会の活 動への支援	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉の重要な担い手である吹田市社会福祉協議会、地区福祉委員会の活動に対し補助金を交付しています。吹田市社会福祉協議会では、各種ボランティア団体と連携し、将来の担い手となりえる小・中学校の児童や生徒を対象に点字体験、車いす体験などの「福祉教育」を実施しています。 地区福祉委員会が実施する「いきいきサロン」や「子育てサロン」などの小地域ネットワーク活動については、参加者が後に運営側として参画する例もあり、新たな担い手の獲得にも寄与する取組となっています。

□重点施策4：災害に備える支え合いの仕組みづくり～災害時要援護者への支援～

取組状況	取組内容
ア 災害時要援護者への支 援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者名簿は、災害対策基本法（平成25年(2013年)）の改正により従来の「手上同意方式」から、「行政情報集約方式」に変更となりました。名簿の対象者には文書の送付や市報、ホームページ等を通じて制度の周知を行いました。 平成31年(2019年)1月末時点で「吹田市災害時要援護者支援に関する協定書」を6地区と交わしています。 災害時に一般の避難所の生活において何らかの特別な配慮を必要とする人を対象に開設する福祉避難所の指定を行っています。平成31年(2019年)1月末時点で29施設が福祉避難所に指定されています。

□重点施策5：意思が尊重され自分らしく暮らすために

～権利擁護の推進と人権に関わる暴力の防止～

取組状況	取組内容
ア Wリボンプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年11月は、女性に対する暴力をなくす運動期間と児童虐待防止推進月間であるため、講演や講座などの啓発活動を集中的に開催しています。 ・ Wリボンキャンペーンとして、市立吹田サッカースタジアムにおいてWリボン横断幕を掲げ、フラッグベーラーを行い、エキスポシティ内にある観覧車をWリボンカラーにライトアップしました。
イ 認知症に関する理解の促進	<p>(ア)認知症センター養成講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民に正しく認知症を理解していただくために、「認知症センター養成講座」を、市民・大学生向け、小・中学校向け、市職員向け、金融機関や公共交通機関、商工団体など民間企業の従事者向けに積極的に進めています。平成30年(2018年)12月末、認知症センター（以下「センター」という。）養成数が24,256人となり、平成30年度(2018年度)末の目標23,900人を達成しました。 ・ 養成講座の開催や認知症カフェの開設等、具体的な活動を行う人もおられますか、まだまだその数は少ないのが現状です。センターが具体的な活動に繋がるよう、平成29年度(2017年度)からグループホームでの実習を開始しました。 <p>(イ)認知症地域サポート事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症の人や家族の立場に立った支援を考える具体的取組として、地域住民が主体となって実行委員会を設置し、地域で徘徊高齢者役の人を探して声をかける「徘徊高齢者搜索模擬訓練」を実施し、地域で高齢者を支える人たちのネットワークづくりに取り組んでいます。平成30年度(2018年度)も2か所で実施することができました。
ウ 成年後見制度利用支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度に関する市民向け啓発チラシの作成や、事業者向けに成年後見制度の説明を行い、パンフレットを配布する等の広報に努めました。 ・ 地域包括支援センターの総合相談件数のうち、成年後見制度関係は平成29年度(2017年度)で863件、平成30年度(2018年度)の上半期で486件あり、本人申立や親族申立の支援を中心に、成年後見制度利用に関する相談に対応しています。 ・ 成年後見制度利用支援事業では、成年後見人等に対する報酬費助成の件数が増加しています。低所得等の理由があっても安心して成年後見制度が利用できるように、制度内容の充実に努めています。

(2) 基本的な施策の主な取組状況

施策の柱	主な取組
1 公民協働による地域福祉活動の推進	<p>ア 民生委員・児童委員活動の見える化プロジェクトへの参画（大学生を対象に、民生委員・児童委員と一緒に活動する体験型のインターンシップの実施等）</p> <p>イ 子ども見守り家庭訪問事業（生後4か月までの乳児のいる家庭を対象とした民生委員・児童委員や主任児童委員による訪問、育児相談等の実施）</p> <p>ウ 見守りの目の拡大（安心安全ドライブレコーダーの普及促進及び防犯カメラの設置）</p>
2 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくりと総合的支援のネットワーク	<p>ア ひとり親家庭への支援（生活上の悩みの相談、離婚前相談、貸付金の相談や、就業支援等の実施、母子父子自立支援員・就業支援専門による相談支援等）</p> <p>イ 地域包括支援センターでの相談、人員体制の充実</p> <p>ウ 青少年相談（臨床心理士、社会福祉士などの専門資格を有した相談員による、ひきこもり、ニート、不登校など社会とのつながりが希薄になっている子供、青少年及びその家族に対する社会参画への支援の実施）</p>
3 地域福祉活動推進の基盤整備	<p>ア コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の認知度向上に向けた取組（CSWの役割についての広報・啓発の実施等）</p> <p>イ ボランティア活動への支援（ボランティア入門講座・養成講座等の開催、ボランティアコーディネーターの配置、活動に関する相談の実施等）</p> <p>ウ 市民公益活動センター「ラコルタ」による活動の支援（交流スペース等の提供、市民公益活動に関する相談、各種講座の開催、団体の広報支援の実施等）</p>
4 福祉・保健・医療制度の充実	<p>ア 児童会館での一時預かりの実施</p> <p>イ 配慮を必要とする子供や家庭への支援（こども発達支援センター・地域支援センターにおける早期親子療育教室・療育相談の実施、生後10か月～1歳2か月頃の児童を対象とした親子教室の実施等）</p> <p>ウ 生活困窮者への自立支援（生活困窮者自立支援制度の周知、生活困窮者自立支援センターの定着を図るための市報やホームページへの掲載やチラシの配布、民生委員・児童委員等への個別説明の実施、ハローワーク淀川や吹田警察署など約40の連携先が参加する連絡調整会議の開催による支援体制の構築、子どもの学習支援教室と就労準備支援事業の実施等）</p> <p>エ 障害者基幹相談支援センターでの取組（総合的な相談支援、障がい者の虐待防止、差別解消の取組等の推進、地域自立支援協議会における様々な障がい種別の方による当事者の課題の協議の実施等）</p>

施策の柱	主な取組
4 福祉・保健・医療制度の充実	<p>オ 健康・医療のまちづくりの推進（国立循環器病研究センターをはじめとする北大阪健康医療都市（健都）のプレイヤーとの連携による健康づくりの取組を実施）</p> <p>カ 高齢者世帯声かけサービスの実施</p>
5 地域福祉に関する施策の推進	<p>ア コミュニティバス運行事業</p> <p>イ 「吹田市バリアフリー基本構想」に基づく歩道等のバリアフリー化事業</p> <p>ウ 住民主体の介護予防活動支援事業（「いきいき百歳体操」「吹田かみかみ健口体操」「吹田はつらつ体操」「吹田きらきら脳トレ体操」など高齢者自らが学習し、地域ぐるみで継続して取り組むことができる仕組みづくり等）</p>

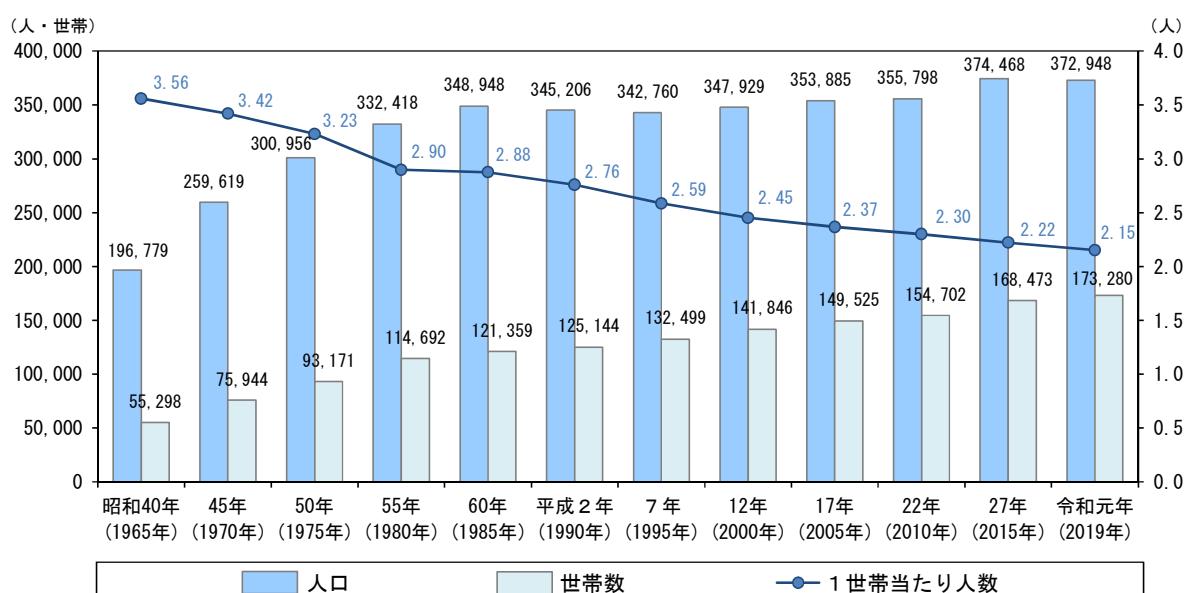
3 統計データによる本市の状況

(1) 人口動向、世帯構造の変化

本市の人口は、昭和60年（1985年）にかけて大幅に増加しました。その後は緩やかに減少していましたが、平成7年（1995年）からは増加傾向にあります。平成22年（2010年）から平成27年（2015年）にかけては、千里ニュータウンにおける住宅開発を主な要因として大幅に増加しており、令和元年（2019年）には372,948人となっています。

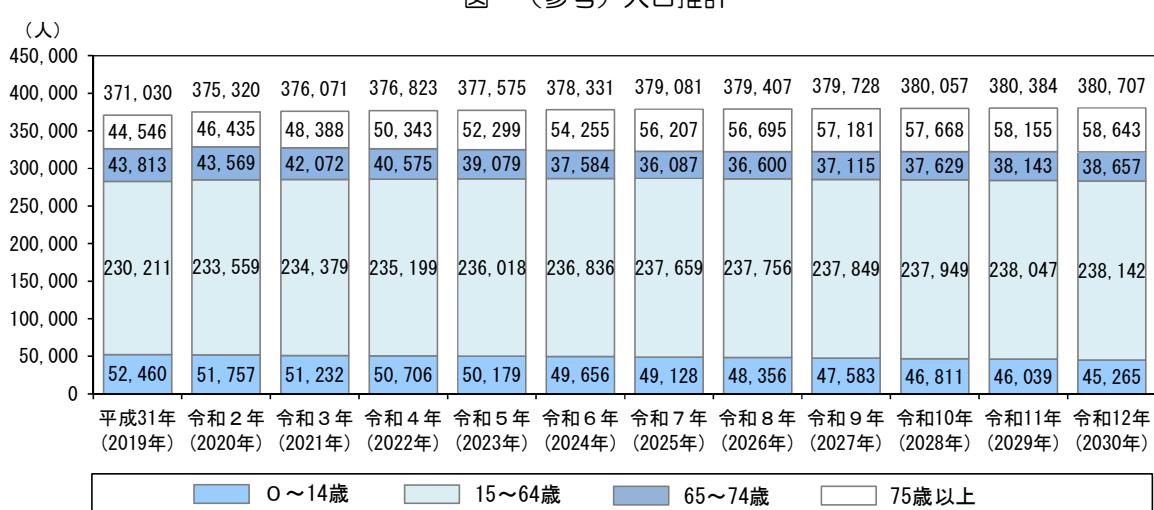
世帯数は、核家族化の進展や単身世帯の増加などにより増加傾向が続いており、令和元年（2019年）には173,280世帯となり、1世帯当たりの人員は2.15人となっています。

図 人口・世帯数、1世帯当たりの人数の推移



資料：平成27年(2015年)までは国勢調査（各年10月1日現在）、令和元年(2019年)は住民基本台帳人口（9月末現在）

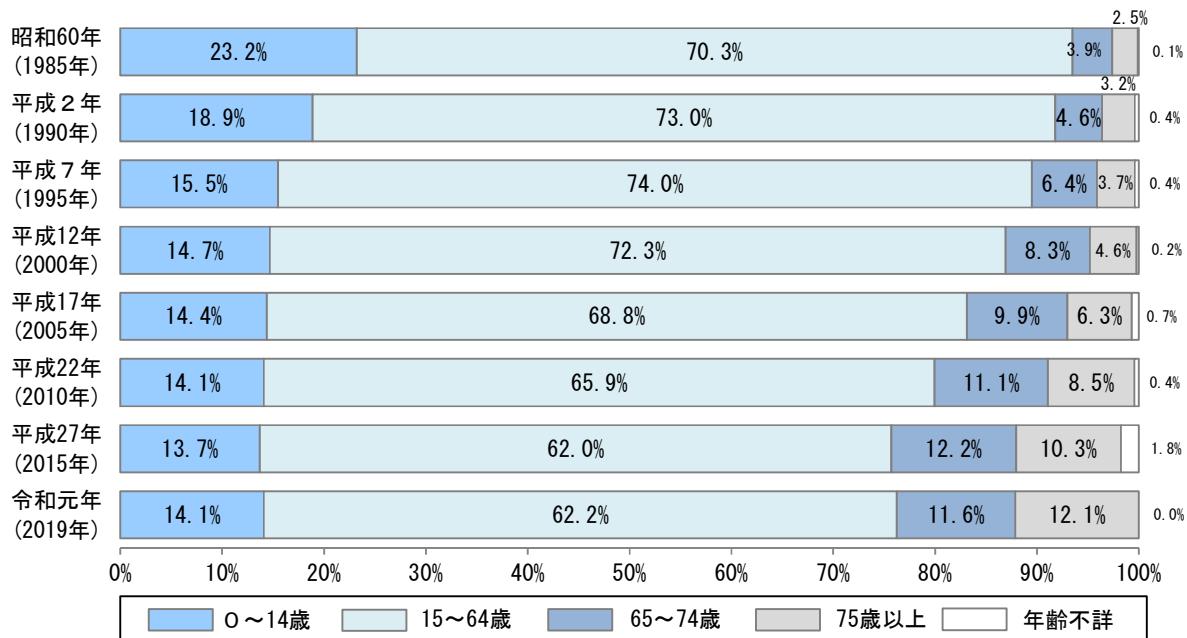
図 (参考) 人口推計



資料：平成31年(2019年)は住民基本台帳人口（3月末現在）、令和2年(2020年)以降は住民基本台帳に基づくコホート要因法による推計値

年齢4区分別の人団構成比をみると、「0～14歳」と「15～64歳」はおむね減少傾向にあり、総人口に占める割合も減ってきていますが、「65～74歳」と「75歳以上」はともに増加傾向にあり、本市においても少子高齢化が進行していることがうかがえます。

図 年齢4区分別人口推移

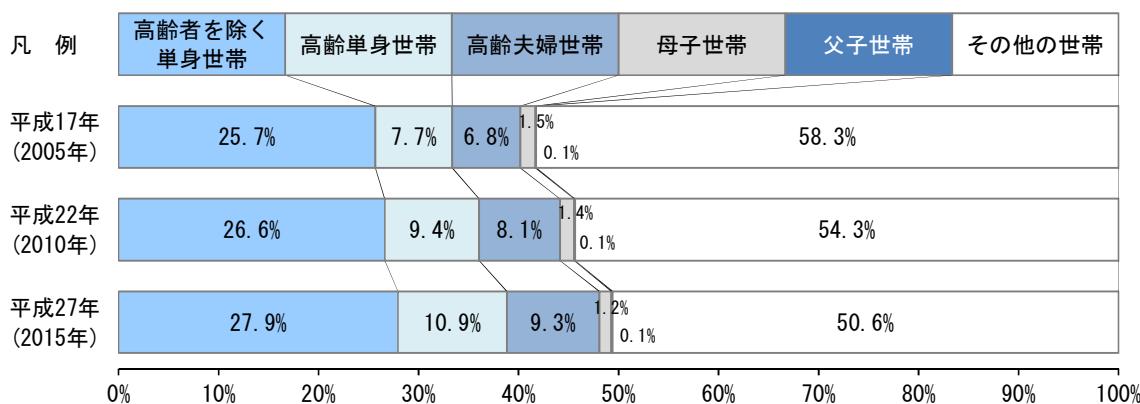


資料：平成27年(2015年)までは国勢調査（各年10月1日現在）、令和元年(2019年)は住民基本台帳人口（9月末現在）

世帯構成の状況をみると、単身世帯が増えており、平成27年（2015年）には38.8%となっており、そのうち、65歳以上の高齢単身世帯は10.9%となっています。高齢夫婦世帯は9.3%であり、高齢単身世帯と合わせると20.2%となっています。

母子世帯と父子世帯を合わせたひとり親世帯は1.3%となっています。

図 世帯構成の状況



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

※高齢夫婦世帯：夫・妻とも65歳以上の夫婦のみの世帯

※母子世帯・父子世帯：未婚、死別又は離別の女親又は男親とその未婚の20歳未満の子供子どものみから成る世帯

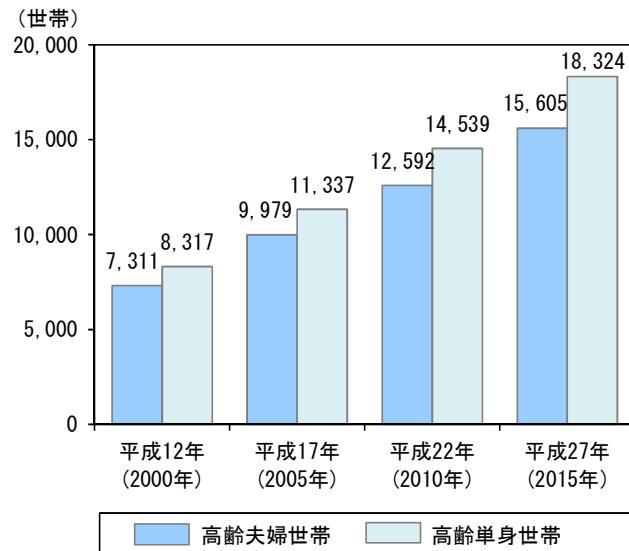
(2) 支援を必要とする人の状況

① 高齢者

平成27年(2015年)の高齢夫婦世帯は15,605世帯であり、高齢単身世帯は18,324世帯となっています。

近年、高齢夫婦世帯と高齢単身世帯はともに増加傾向にあります。

図 高齢夫婦世帯及び高齢単身世帯数の推移

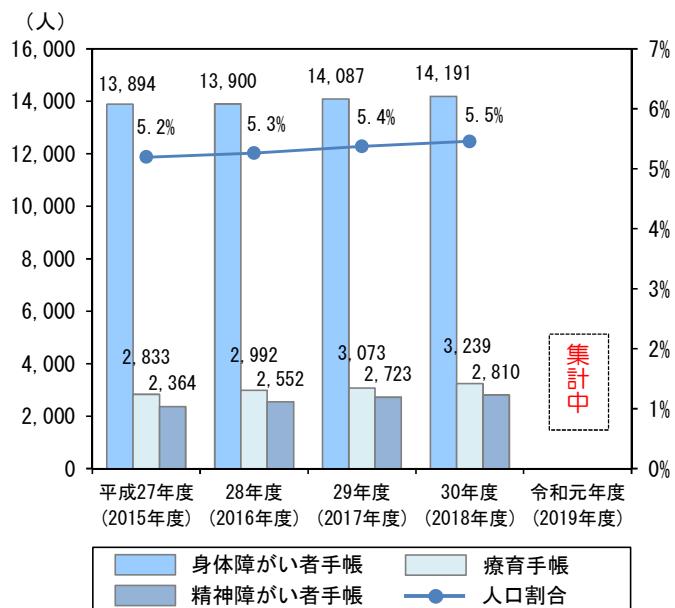


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

② 障がい者手帳所持者

障がい者手帳の所持者の状況をみると、身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の所持者は、いずれもわずかにながら増加傾向にあります。

図 障がい者手帳所持者数の推移

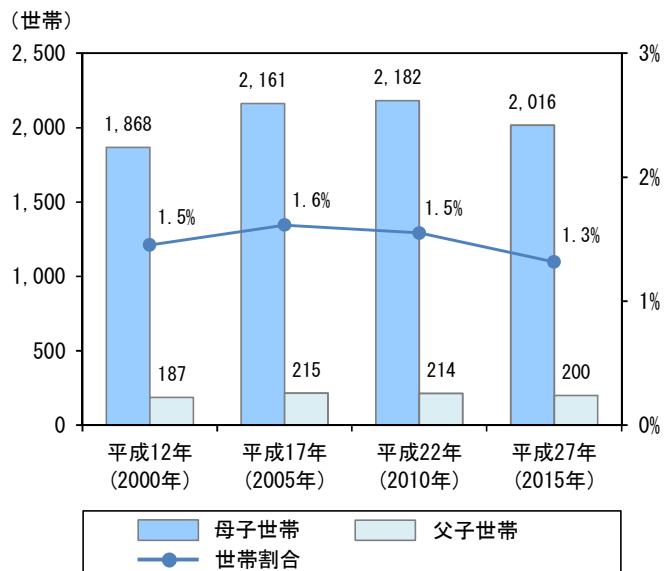


資料：市障がい福祉室（各年度末現在）

③ ひとり親世帯

平成27年(2015年)の母子世帯は2,016世帯、父子世帯は200世帯となっています。母子・父子世帯とも平成22年(2010年)に比べて減少しており、ひとり親世帯の割合も低下傾向にあります。

図 ひとり親世帯数の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

④ 被生活保護世帯・人員

被生活保護世帯・人員とも減少傾向にあり、平成30年度(2018年度)で被生活保護人員は5,802人、被保護世帯が4,332世帯となっています。

図 被生活保護世帯及び人員、保護率の推移



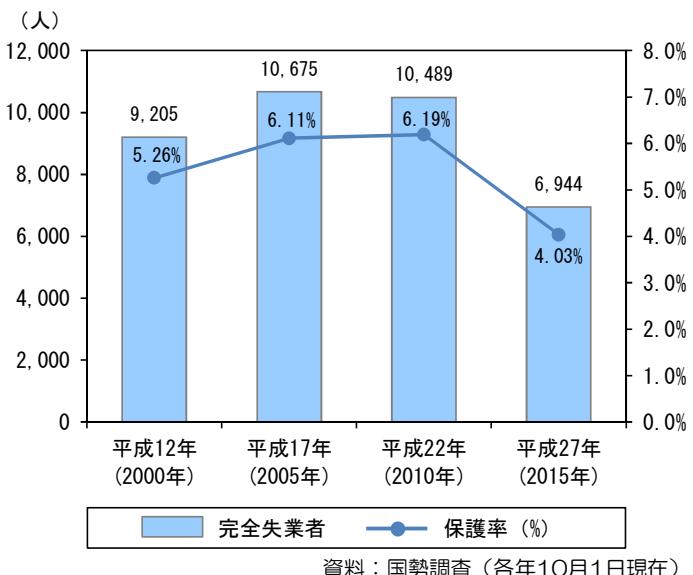
資料：市生活福祉室（各年度末現在）

※保護率については%で表記しています。

⑤ 完全失業者

平成27年(2015年)の完全失業者数は6,944人となっており、平成22年(2010年)に比べて3,545人減少しています。完全失業率は4.03%で平成22年(2010年)に比べて2.16%低下しています。

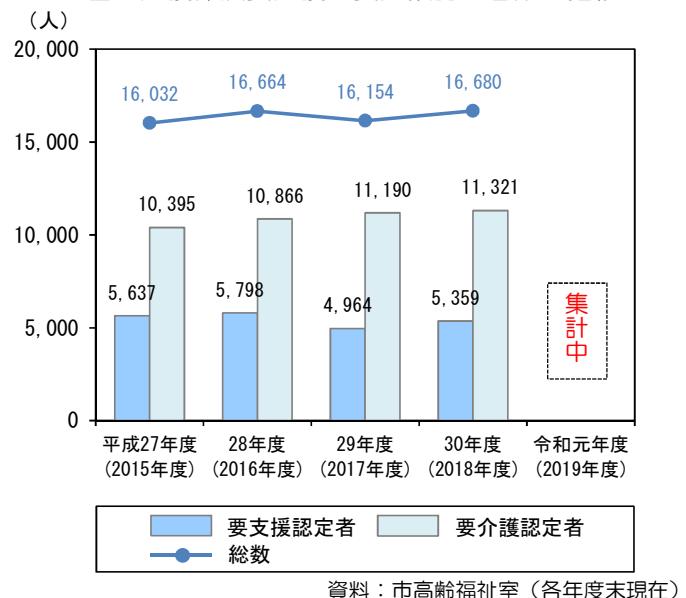
図 完全失業者と完全失業率の推移



⑥ 要介護認定者

平成30年度(2018年度)の介護保険の要介護・要支援認定者数は、合わせて16,680人となっており、前年度に比べ増加しています。

図 介護保険要介護・要支援認定者数の推移



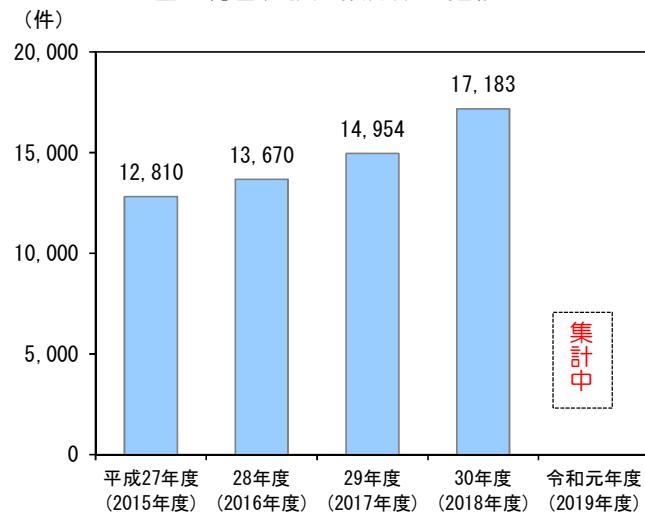
(3) 相談等への対応

① 総合相談支援

高齢者の地域での生活における介護や福祉などに関する相談に対応するため、地域包括支援センターが16か所に設置されています。(令和元年度(2019年度)現在・基幹型地域包括支援センターを含む)

地域包括支援センターにおける高齢者などからの総合相談支援の件数は、平成30年度(2018年度)は17,183件となっており、近年大きく増えています。

図 総合相談支援件数の推移

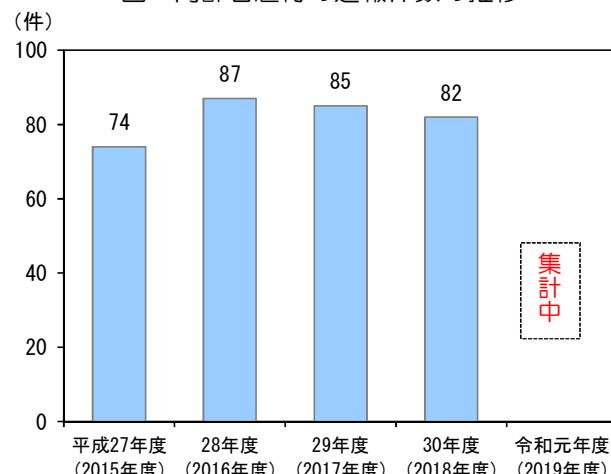


② 高齢者虐待の相談

高齢者虐待に関する相談は、市役所高齢福祉室をはじめ、地域包括支援センターでも対応しています。

平成30年度(2018年度)の通報件数は82件となっています。

図 高齢者虐待の通報件数の推移



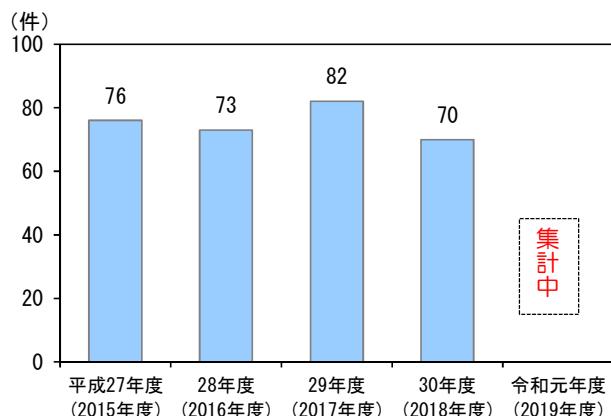
資料：市高齢福祉室（各年度末現在）

③ 障がい者虐待の相談

障がい者虐待などに関する相談は、市役所障がい福祉室（虐待防止センター）をはじめ、障がい者相談支援センターでも対応しています。

平成30年度（2018年度）の通報件数は70件となっています。

図 障がい者虐待の通報件数の推移



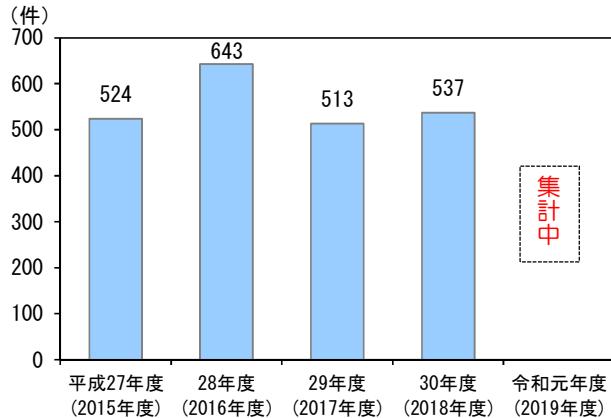
資料：市障がい福祉室（各年度末現在）

④ DV（ドメスティック・バイオレンス）相談

吹田市では、平成23年度（2011年度）から配偶者等からの暴力を防止し、被害者の自立を支援するため、すいたストップDVステーション（DV相談室）を開設し、総合相談に対応しています。

平成30年度（2018年度）の相談件数は537件となっています。

図 DV相談件数の推移



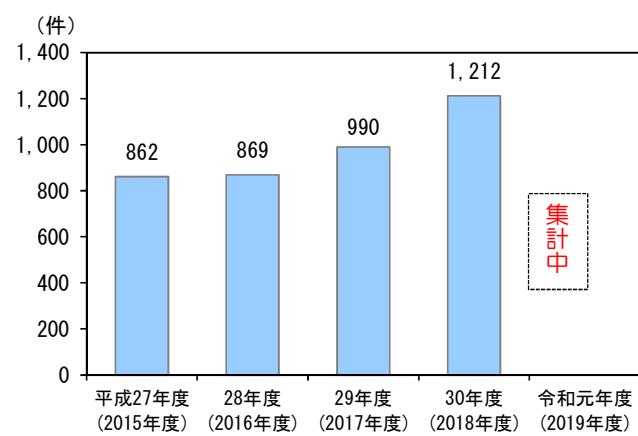
資料：すいたストップDVステーション（DV相談室）
(各年度末現在)

⑤ 児童虐待相談

児童虐待に関する相談は、市役所家庭児童相談課をはじめ、大阪府吹田子ども家庭センターなどで対応しています。

相談件数は、平成30年度（2018年度）は1,212件となっています。

図 児童虐待相談件数の推移



資料：市家庭児童相談課（各年度末現在）

4 本市における地域活動の状況

身近な地域の人々との日常の挨拶や交流、ちょっとした助け合いは、日々の暮らしに安心と潤いをもたらしてくれます。住民同士の支え合いや交流の取組は、主に地区福祉委員会や自治会の活動などを中心に展開されています。ボランティアやNPOなどの団体によっても、様々な目的に沿って地域の活動が行われています。

吹田市は市民活動が盛んです。自ら考え、行動する地域住民が、地域福祉の原動力となっています。

(1) 地区福祉委員会

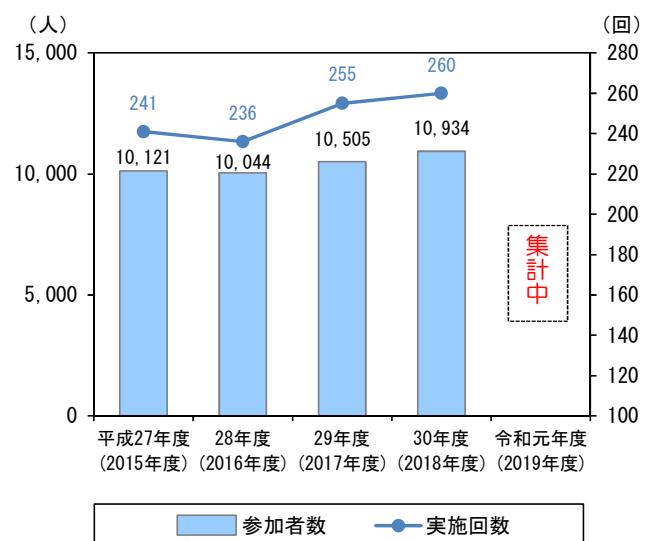
地区福祉委員会は、自治会、高齢クラブなど地域の様々な団体から参加する人や、民生委員・児童委員、ボランティアなどで構成され、地域福祉の推進をめざす吹田市社会福祉協議会の実践組織として、おおむね小学校区に33委員会が設置されています。

各地区で住民が主体となって、知恵と力を出し合い展開する助け合い・支え合い活動を通して、住みよい福祉のまちづくりに積極的に取り組んでいます。

見守り声かけ活動や配食サービスなどの個別援助活動とふれあい昼食会、いきいきサロン、子育てサロン、世代間交流などのグループ援助活動からなる「小地域ネットワーク活動」を中心に地域の特徴や実情に合わせた活動を展開しています。

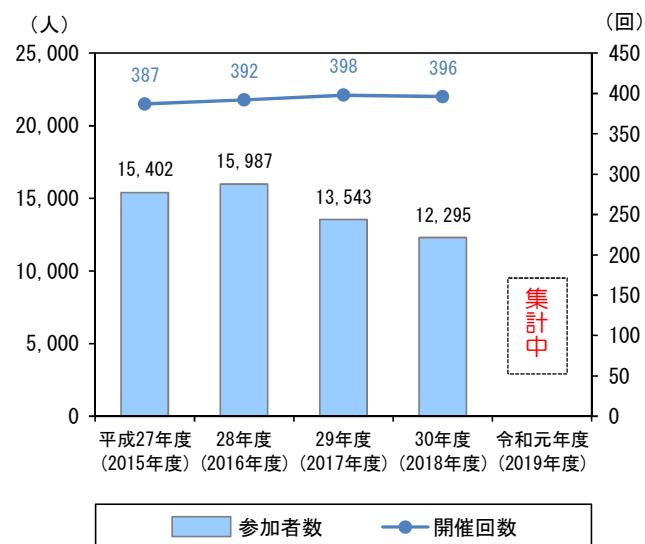
また、新たに取組を進めている「緊急時安否確認（かぎ預かり）事業」は、見守り声かけ活動の延長となるもので、異変に気付いた際に早期発見・早期対応する仕組みです。協力施設などと連携し、既に取り組んでいる地区では、ひとり暮らしの高齢者が地域で安心して暮らせる「見守りネットワーク」の充実につながっています。

図 ふれあい昼食会の参加者数の推移



資料：市福祉総務課（各年度末現在）

図 子育てサロンの参加者数の推移



資料：市福祉総務課（各年度末現在）

地区福祉委員会では、一人でも多くの方に助け合い・支え合い活動に加わっていただき、「ご近所付き合い」「向こう3軒両隣」の大切さを広めることで、地域での顔の見える関係づくりを進めています。

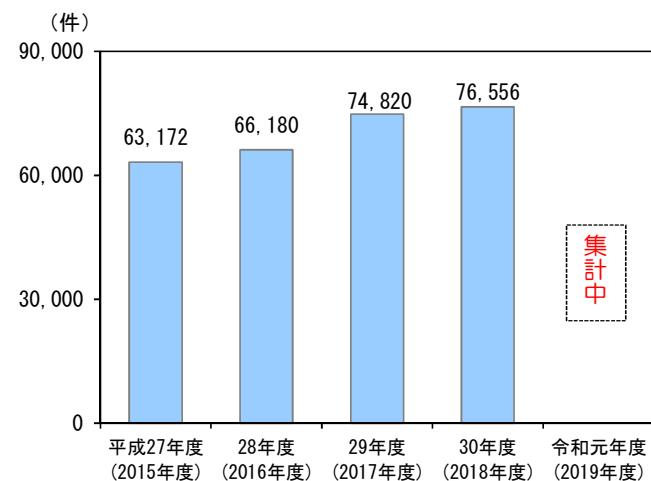
(2) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、民生委員法、児童福祉法によって規定された地域住民の立場に立って必要な相談・支援を行うボランティアです。地域住民の相談に応じ、個別の事情に対して丁寧に耳を傾け、行政などの関係機関につなげる役割を担い、ひとり暮らし高齢者への見守り活動など、様々な支援を行っています。児童委員としては、地域の子供たちが元気に安心して暮らし、成長していくように見守り、保健センターなどの関係機関と連携し、子育ての不安や心配ごとに対する相談・支援を行っています。民生委員・児童委員の中から、児童に関する仕事を専門的に担当する主任児童委員を小学校区ごとに設置しています。主任児童委員は、学校などと密に連携し、青少年の健全育成や非行防止などをめざして活動しています。

吹田市の民生委員・児童委員の定数は522人（令和元年（2019年）12月1日現在）です。吹田市民生・児童委員協議会を組織し、日頃からの相談・支援活動のほか、高齢者の生きがいづくりを目的とする「民生・幸齡すまいるフェスタ」、親子で楽しめる「夢のファミリーフェスタ」を開催しており、毎回多くの参加者でにぎわっています。このほかにも、地区敬老行事の開催やこども見守り家庭訪問事業、救急医療情報キットの配布事業など、市の事業への協力も積極的に行ってています。

地域の福祉課題が多様化、複雑化し、民生委員・児童委員に求められる役割がますます増大する中、新たな担い手の確保が大きな課題となっています。吹田市民生・児童委員協議会では、独自に地域特性に応じた研修を実施するなど、経験を持つ委員が中心となって、新任委員などの活動を組織的に支える取組を行っています。また、令和2年度（2020年度）の中核市移行により、吹田市はこれまで大阪府の条例で決められていた民生委員・児童委員の定数を市の条例で定めることから、より弹力的に地域の実情に応じた民生委員・児童委員の配置を検討することが可能になります。

図 声かけ見守り件数の推移



資料：市福祉総務課（各年度末現在）

(3) 自治会活動

自治会は、近隣の区域内の住民で運営されている任意の自治組織です。吹田市には平成31年度(2019年度)現在565の単一自治会と、おおむね小学校区域の単一自治会からなる34の連合自治会が結成されています。生活様式が多様化し、地域のつながりが希薄化していること、単身世帯や転入者の増加など、様々な要因から自治会加入率は年々減少しています。

若年層の自治会加入率が特に低い傾向にあり、構成員の高齢化と世代交代の困難さが課題となっています。そのため、これまで自治会が行ってきた地域での夏祭り（盆踊り）や体育祭といった親睦活動だけでなく、防災・防犯の取り組みや、住民同士の見守り声掛け活動などといった公益的な活動についても、継続が負担になってきた、という声が散見されています。

自治会が運営できなくなると、地域環境の悪化を招くだけでなく、地域住民と行政等との、連携・協働が困難になりますので、自治会の抱える課題を解決し、加入率を向上することは急務であると考えています。

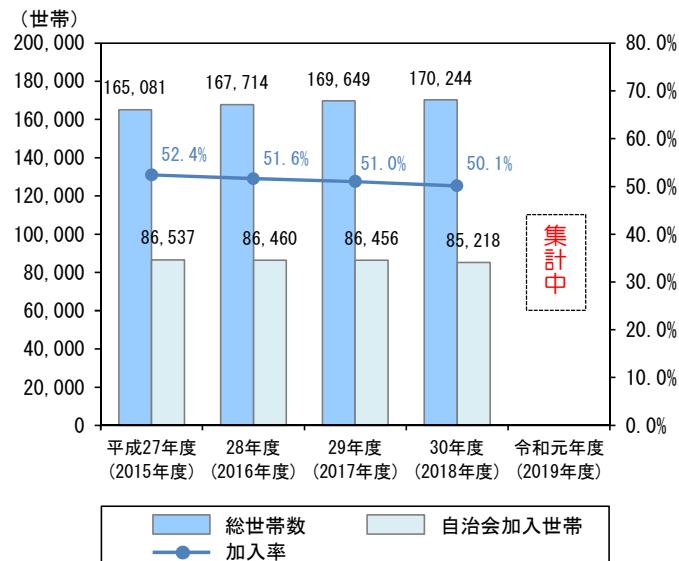
吹田市は、連合自治会の活動を、補助金の交付等により支援するとともに、単一自治会の加入促進事業を支援することで、地域コミュニティの活性化と、公益活動の推進を図ります。

(4) 高齢クラブ

高齢クラブは、仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行うとともに、その知識や経験を生かして、地域を豊かにする社会活動に取り組み、明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努めることを目的に、高齢者自らが結成し運営している組織で、おおむね60歳以上の人であれば誰でも加入できます。

吹田市には、地区の町内会や自治会を範囲とする「単位クラブ」が199（令和元年(2019年)4月1日現在）あり、約12,000人が加入し、おおむね小学校区単位で合計31の地区連合会を組織しています。各地区及び単位クラブ活動の充実強化と活性化を図り、地域社会の環境改善、地域福祉の担い手として、相互扶助と親睦を図ることを目的に吹田市の高齢クラブ連合会（吹高連）を設立しています。それぞれの地区で独自に活動すると同時に、市内を5つのブロック（東西南北中）に分け、ブロック単位の活動も行っています。レクリエーション、スポーツ、親睦会のほか、研修会や社会奉仕活動など、小学校区ごとに設置された「高齢者いこいの間」を拠点に活動しています。

図 自治会の加入率の推移



資料：市民自治推進室（各年度末現在）

吹高連は、市からの委託を受け、友愛訪問活動、いきがい教室の運営、市の指定管理者として高齢者生きがい活動センターの管理運営を行っています。

高齢化が進行する中、高齢者が主体となって活動することが活力ある高齢社会を構築することにつながります。見守りなど地域福祉の担い手として活動し、社会参加や生きがいづくりなどの取組を通じて、地域で支え合う関係づくりを進めています。

(5) ボランティア・NPO活動など

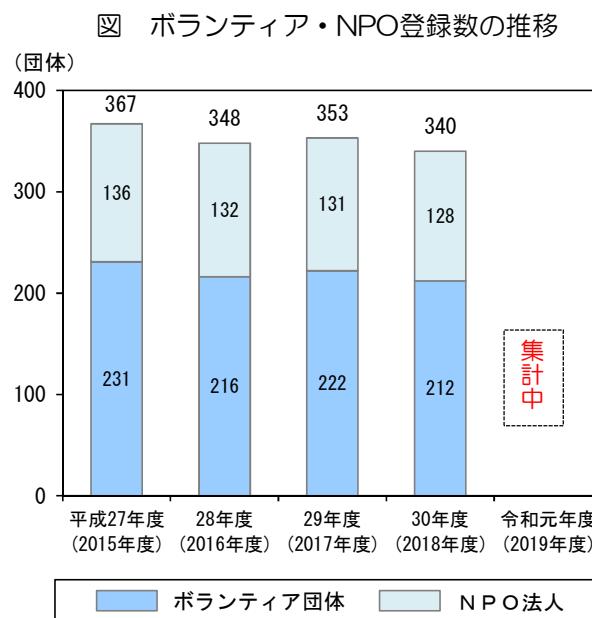
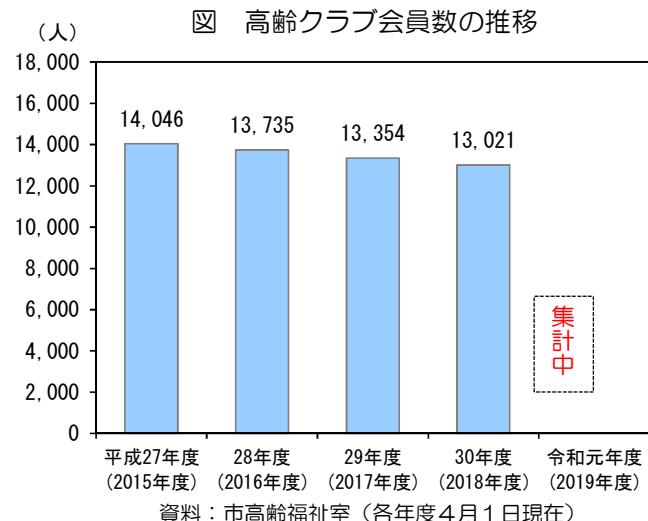
吹田市には、市民が主体的に行う営利を目的としない社会貢献活動である、市民公益活動を行っている団体が数多くあり、それぞれの団体が、障がい者、高齢者、子育て世代など、それぞれの方のニーズに応じて多種多様な活動を行っています。

市民ニーズが多様化し、個別化していく中で、より豊かな市民生活を築くためには、行政や企業だけでなく、柔軟性、独創性を持ったボランティアやNPOなどの市民公益活動が社会的な役割を担っていくことが必要となっています。

少子・高齢化など社会経済構造が変化し、市民ニーズも多様化・高度化し、経済的な豊かさから心の豊かさ、ゆとりなど、生きがいのある生活への志向が強まる中、市民公益活動団体も公的活動の担い手として、個々の市民ニーズに対応した新しい社会サービスを提供することが期待されています。

また、テーマ型の市民公益活動団体が、地域の様々な課題に取り組む自治会などと協調することで、より豊かなコミュニティを築き、市民参画によるまちづくりの推進役としての活動も果たすことも可能になります。さらに市民公益活動が必ずしも採算にとらわれないことから創造的な活動の展開が容易で、このことが新しい事業の創造にもつながり、地域経済の活性化につながる力を発揮することになります。

自己実現の場として、個人が市民公益活動に参加することを通じて、生きがいと社会使命を見出し、一人ひとりの力が社会的課題の解決に重要な役割を担っていくことにつ



ながります。

吹田市では、市民公益活動センター（ラコルタ）を設置し、ボランティア活動を始めた人やボランティア団体・NPO法人を対象とした各種相談や、市民が市民公益活動に対する理解、認識を深め、活動に参加する初めの一歩となる講座・研修等を実施しています。また、団体から届出のあった市民公益活動団体の情報の提供を行い、ボランティアを募集している団体とのマッチングを行っています。そのほか、自立に向けた活動を支援するための補助金の交付を行うなど、市民公益活動団体への支援を進めています。

5 計画策定の取組

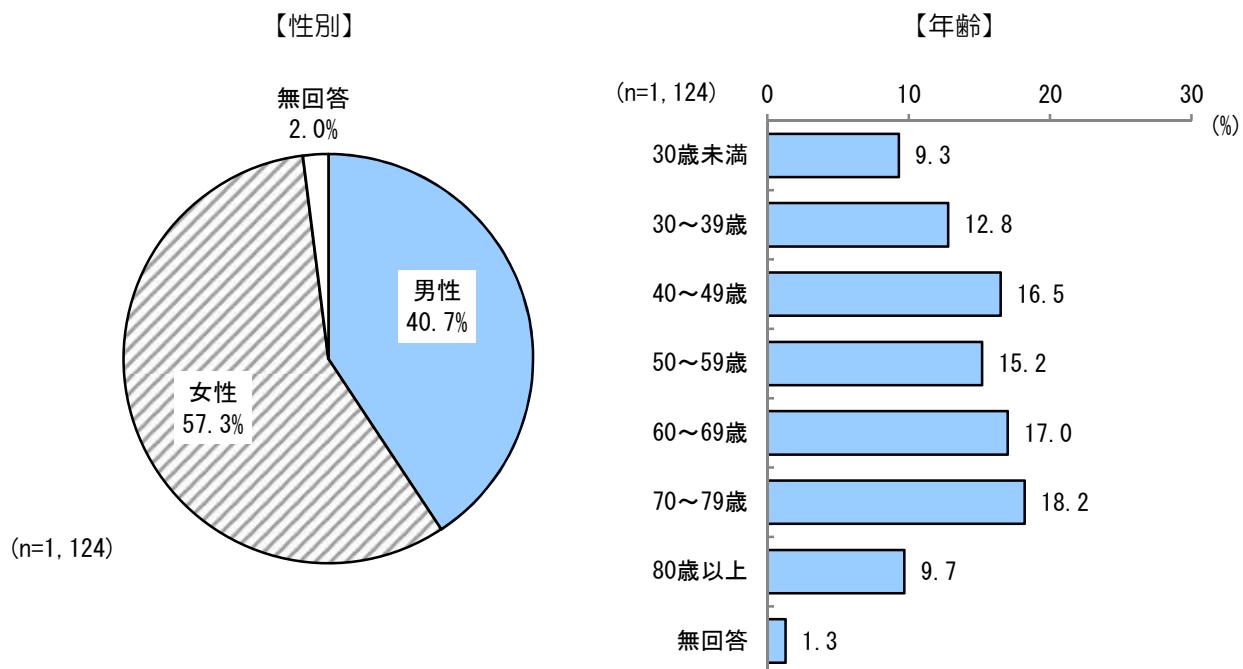
(1) 地域福祉に関する実態調査の実施

本計画の策定にあたって、市民の方々を対象に地域福祉に関するアンケート調査を実施しました。調査の概要や結果については次のとおりです。

調査の概要

名 称	吹田市民の地域福祉に関する実態調査	
調査内容	ア. 回答者の属性	イ. 相談や情報の入手などについて
	ウ. 近所付き合いについて	エ. 地域で暮らす中での問題等について
	オ. 地域活動やボランティア活動について	
	カ. 社会福祉協議会やCSWについて	
	キ. 成年後見制度について	ク. 災害から生命を守る取組等について
	ケ. 再犯防止の取組等について	
調査対象	満18歳以上の市民 2,000人（住民基本台帳から無作為に抽出）	
調査手法	郵送調査法（督促1回）	
調査時期	令和元年（2019年）10月31日（木）～12月1日（日）	
配 付 数	2,000人（不到着10件）	
回 収 数	1,124件（回収率56.5%）※実質配付数に対する回収率	

ア. 回答者の属性

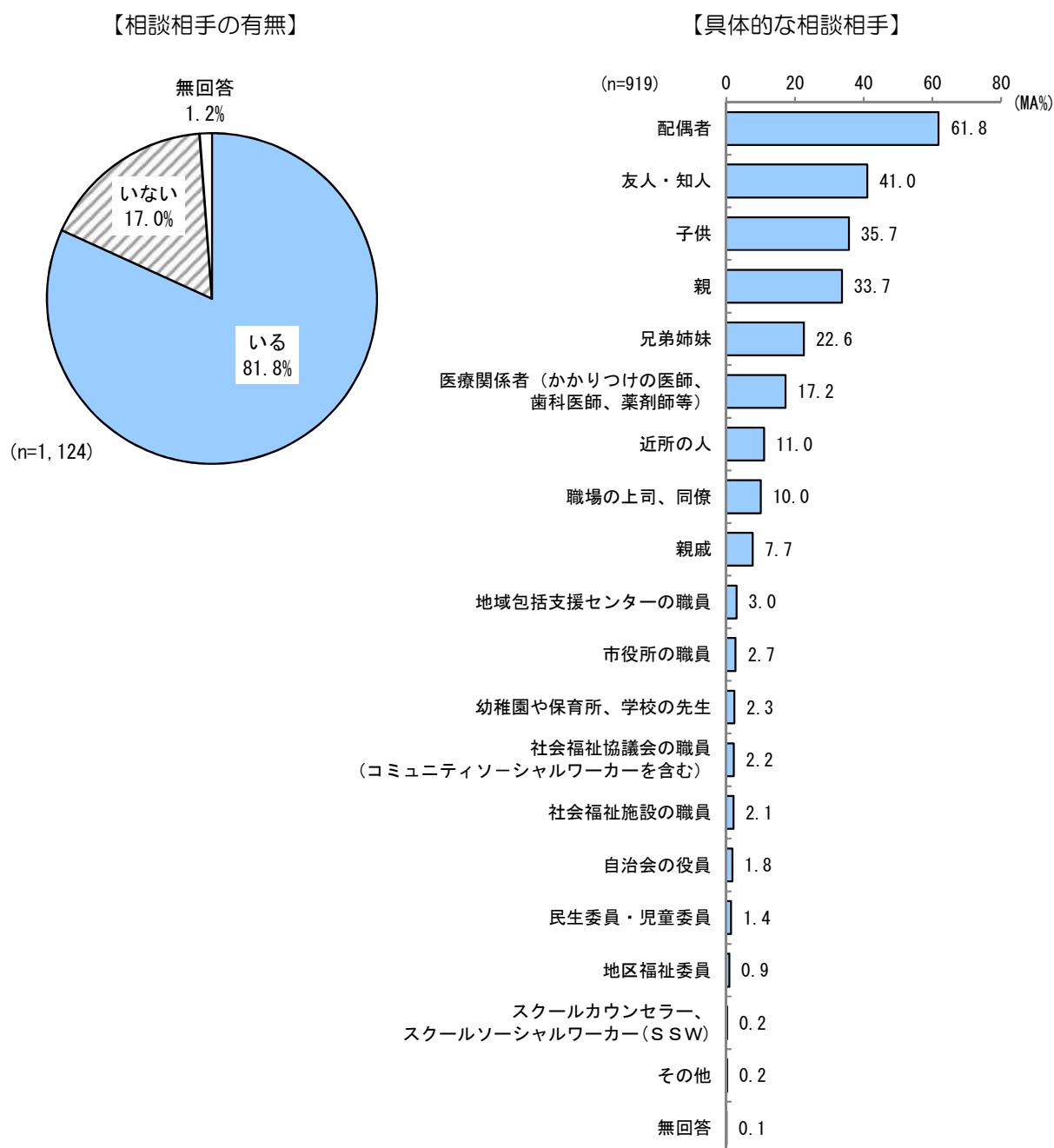


イ. 相談や情報の入手などについて

① 暮らしや健康・福祉についての具体的な相談相手

暮らしや健康・福祉のことで相談する相手は、「いる」が81.8%、「いない」が17.0%となっています。また、相談相手が「いる」と回答した方について、具体的な相談相手は「配偶者」が61.8%で最も多く、次いで「友人・知人」「子供」「親」となっています。

一方で、市役所の職員、社会福祉協議会の職員や民生委員・児童委員などの福祉関係の事業者・団体については、非常に低い割合となっています。

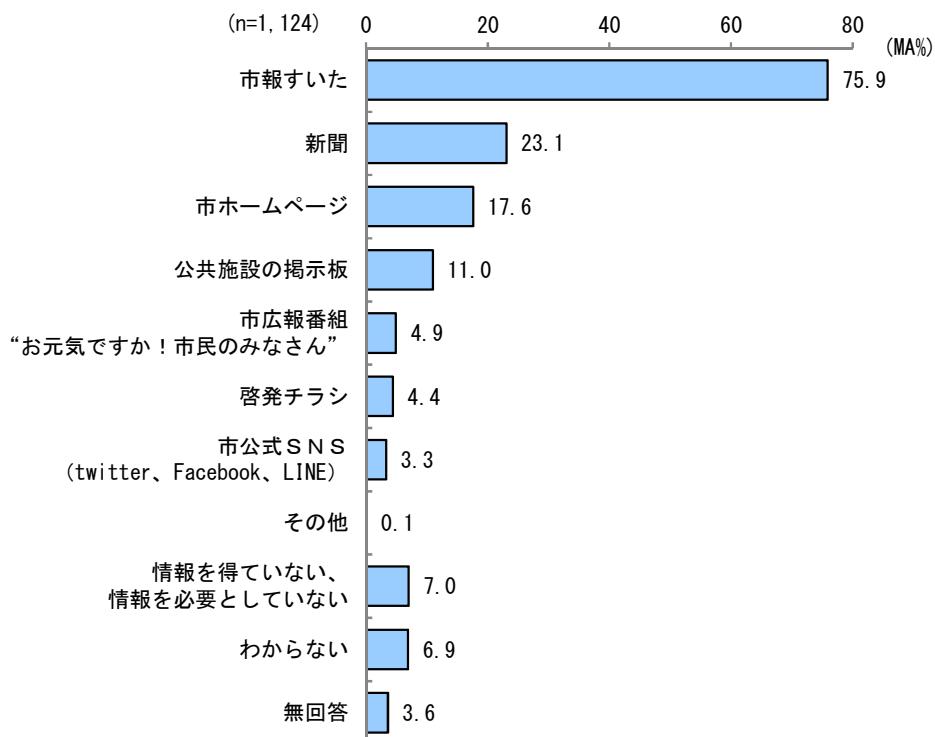


② 暮らしや健康・福祉に関する情報の入手方法

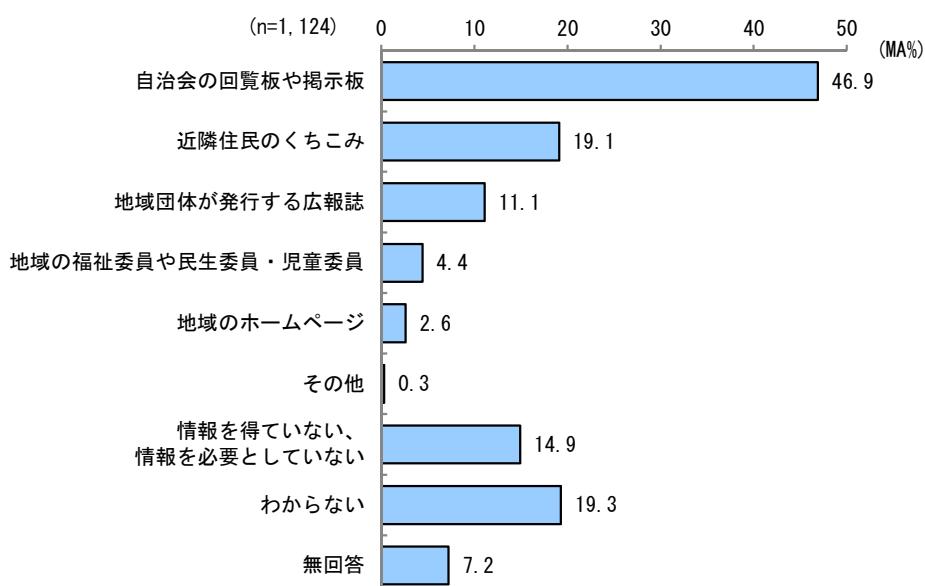
暮らしや健康・福祉に関する情報の入手先として、市が発信するものでは「市報すいた」が75.9%で最も多く、次いで「新聞」が23.1%、「市ホームページ」が17.6%となっています。

地域団体や住民が発信するものでは、「自治会の回覧版や掲示板」が46.9%で最も多く、次いで「近隣住民のくちこみ」が19.1%となっています。

【情報の入手方法（市が発信する情報）】



【情報の入手方法（地域団体や住民が発信する情報）】



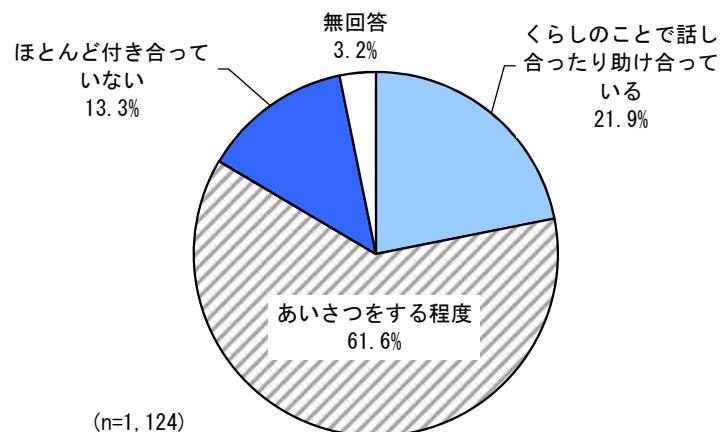
ウ. 近所付き合いについて

隣近所との付き合いの程度では、「あいさつをする程度」が61.6%で最も多く、全体の半分以上を占めています。

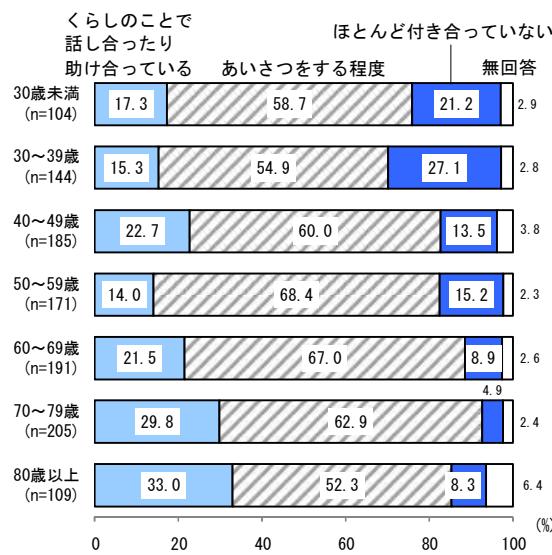
年齢別でみると、「くらしのことで話し合ったり助け合っている」は、80歳以上が33.0%で最も多く、次いで70歳～79歳で29.8%となっています。一方、「ほとんど付き合っていない」は30～39歳が27.1%で最も多くなっています。

居住地域別でみると、「くらしのことで話し合ったり助け合っている」は、山田・千里丘地域が27.1%で最も多く、次いで千里ニュータウン・万博・阪大地域で24.5%となっています。一方、「ほとんど付き合っていない」は豊津・江坂・南吹田地域が23.2%で最も多くなっています。

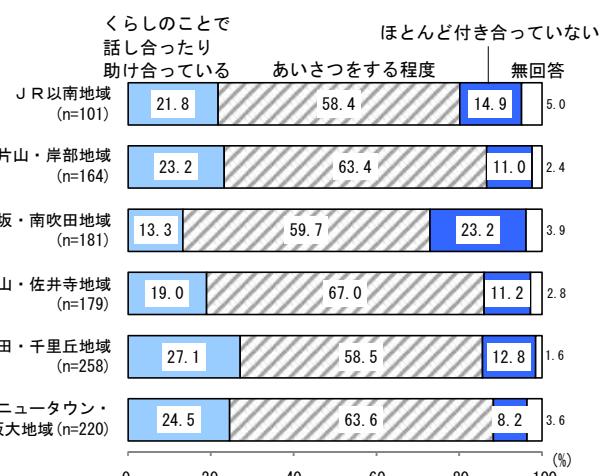
【隣近所との付き合いの程度】



【年齢別】



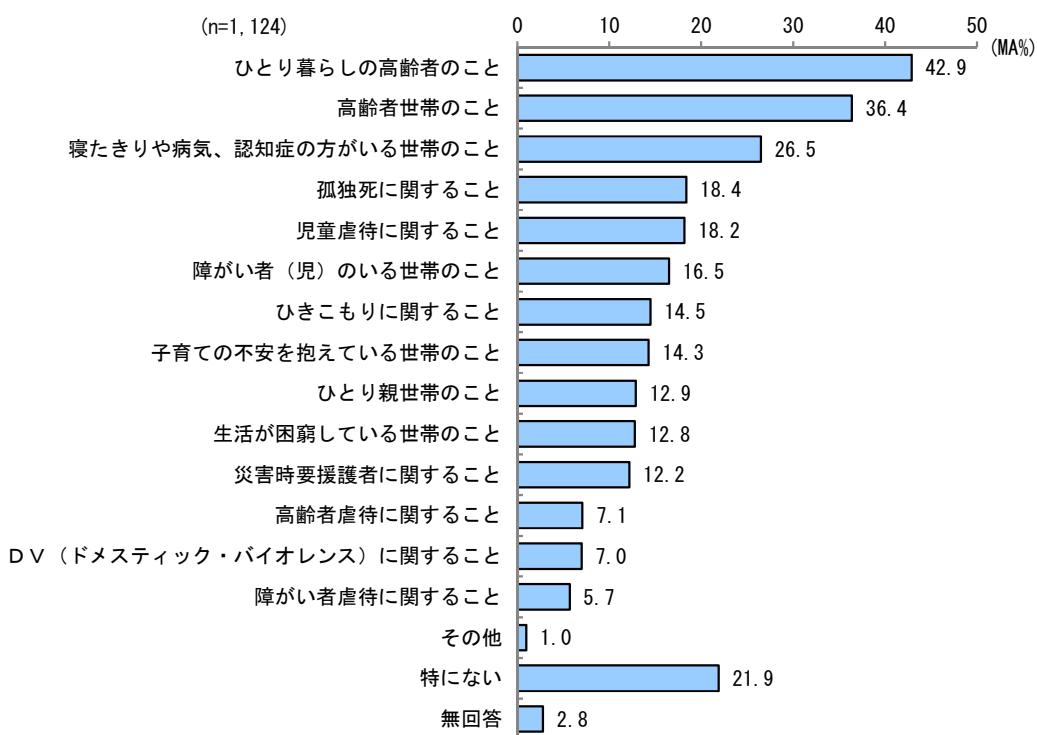
【地域別】



Ⅱ. 地域で暮らす中での問題等について

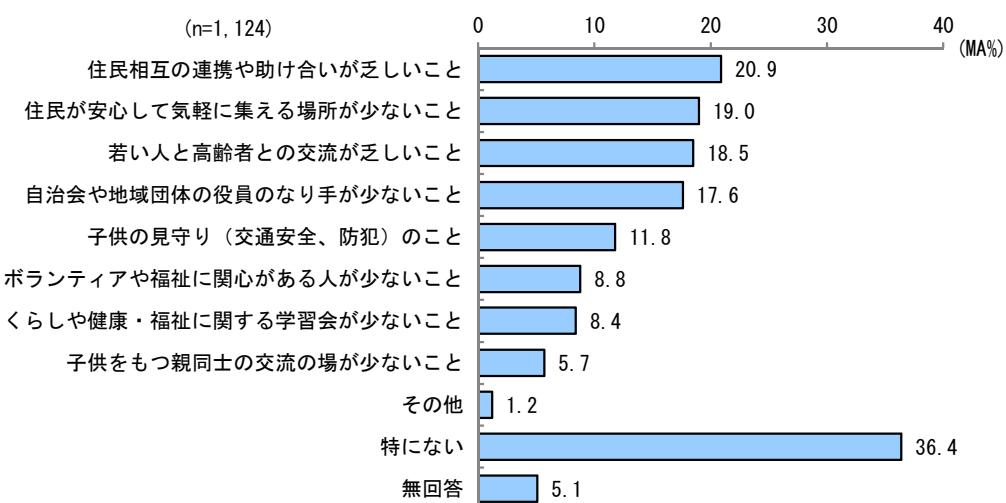
① 地域生活の中で福祉について気になっていること

地域生活の中で福祉について気になっていることでは、「ひとり暮らしの高齢者のこと」が42.9%で最も多く、次いで「高齢者世帯のこと」が36.4%、「寝たきりや病気、認知症の方がいる世帯のこと」が26.5%となっています。



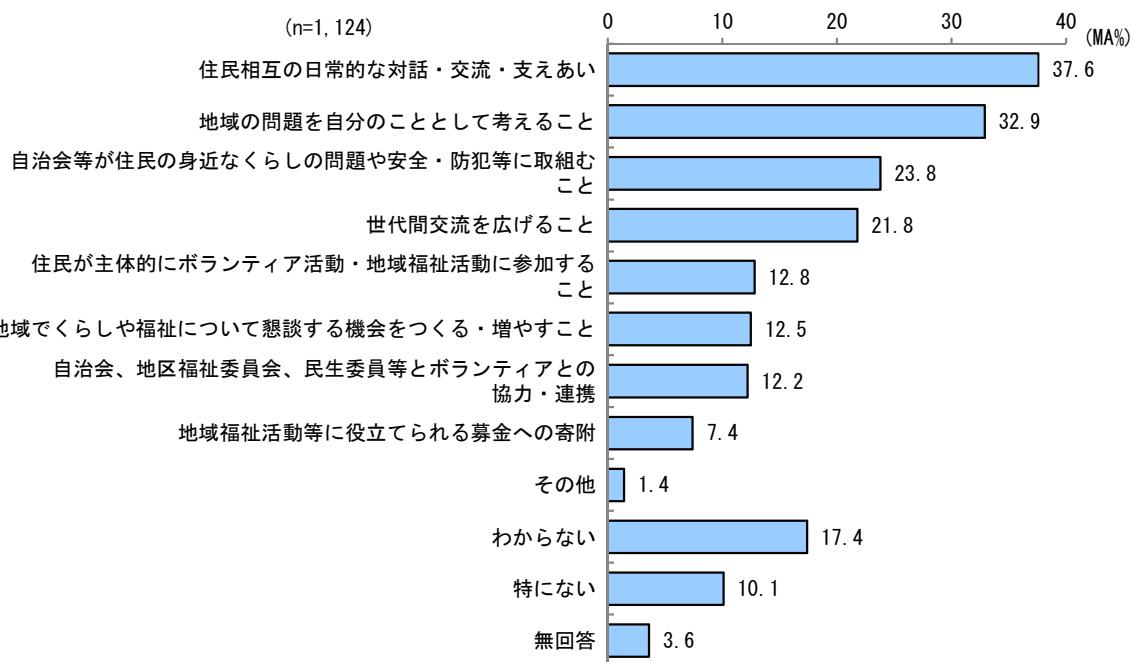
② 地域生活の中で地域住民の交流について気になっていること

地域生活の中で地域住民の交流について気になっていることでは「特にない」が36.4%で最も多いですが、気になっていることがある人では「住民相互の連携や助け合いが乏しいこと」が20.9%で最も多く、次いで「住民が安心して気軽に集える場所が少ないとこと」が19.0%、「若い人と高齢者との交流が乏しいこと」が18.5%となっています。



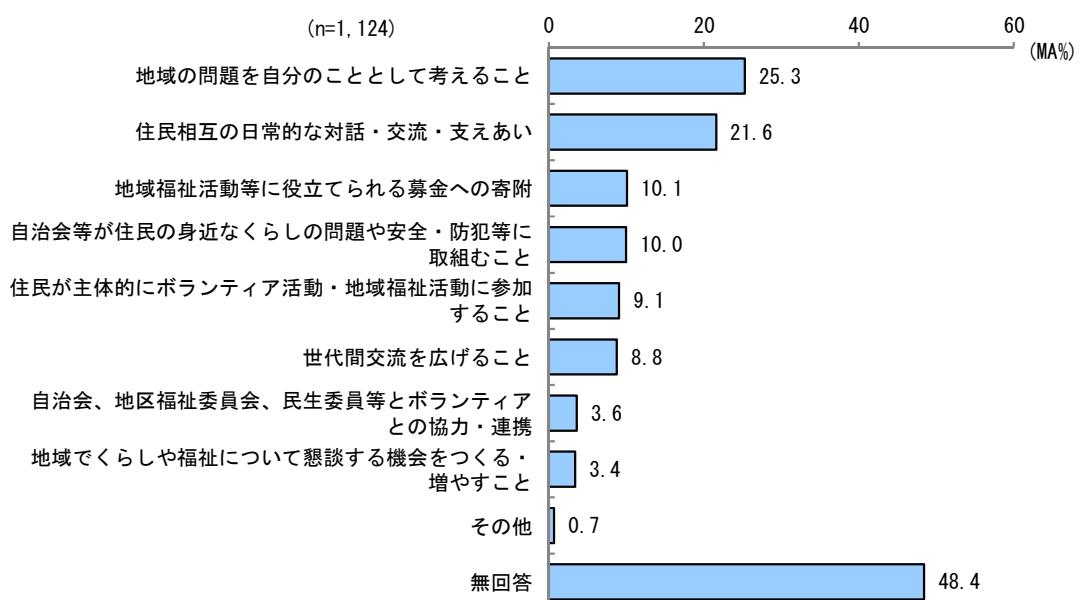
③ 地域で力を合わせて安心して暮らすために必要な取組（住民の主体的な取組）

地域で力を合わせて安心して暮らすために必要な住民の主体的な取組については、「住民相互の日常的な対話・交流・支えあい」が37.6%で最も多く、次いで「地域の問題を自分のこととして考えること」が32.9%、「自治会等が住民の身近なくらしの問題や安全・防犯等に取組むこと」が23.8%となっています。



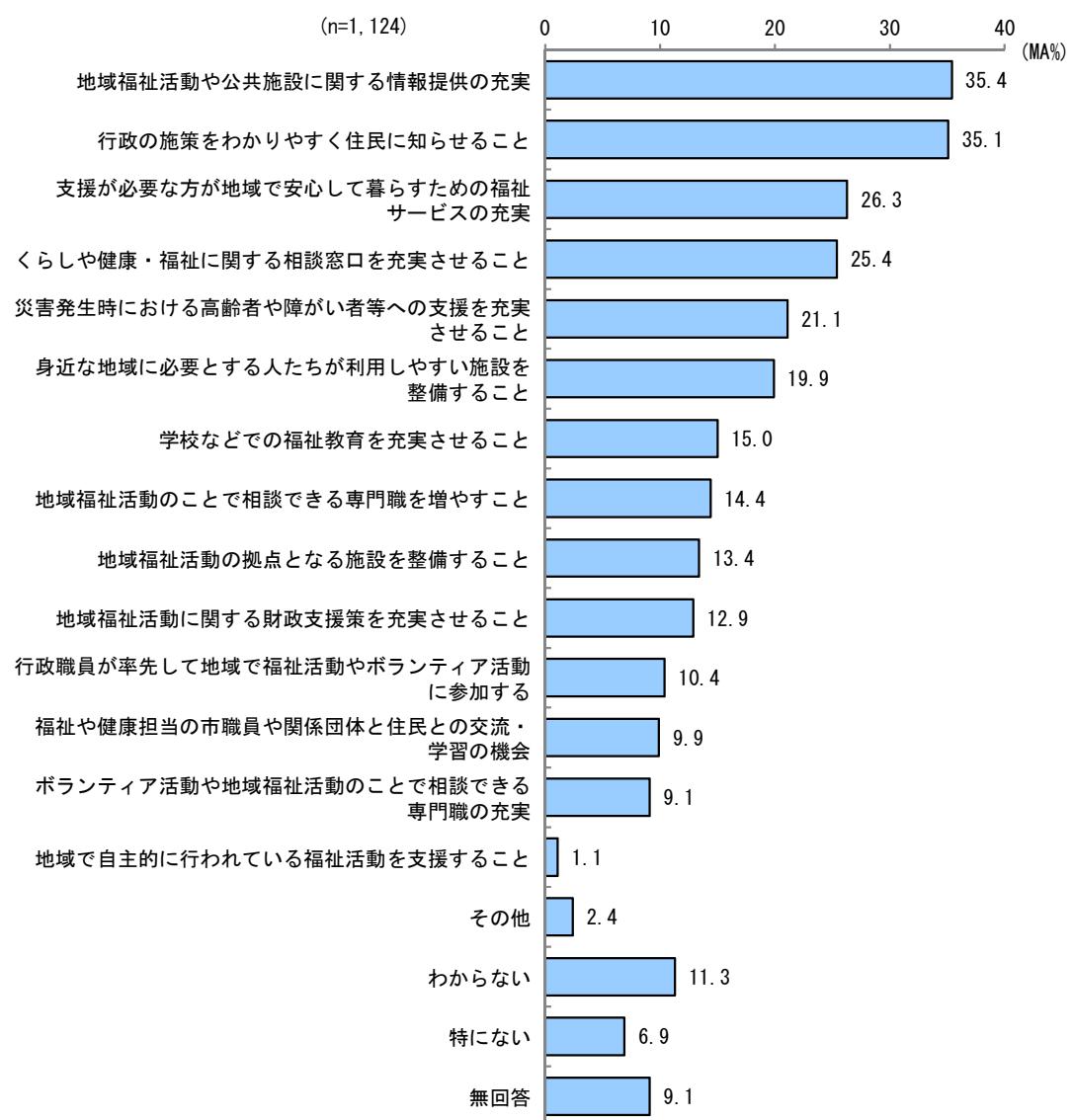
④ 地域で力を合わせて安心して暮らすために必要な取組（自分ができること）

地域で力を合わせて安心して暮らすために必要な自身でできる取組については、「地域の問題を自分のこととして考えること」が25.3%で最も多く、次いで「住民相互の日常的な対話・交流・支えあい」が21.6%となっています。また、「地域福祉活動等に役立てられる募金への寄附」が10.1%となっています。



⑤ 地域で力を合わせて安心して暮らすために必要な取組（行政の主体的な取組）

地域で力を合わせて安心して暮らすために必要な行政の主体的な取組については、「地域福祉活動や公共施設に関する情報提供の充実」が35.4%で最も多く、次いで「行政の施策をわかりやすく住民に知らせること」が35.1%、「支援が必要な方が地域で安心して暮らすための福祉サービスの充実」が26.3%となっています。



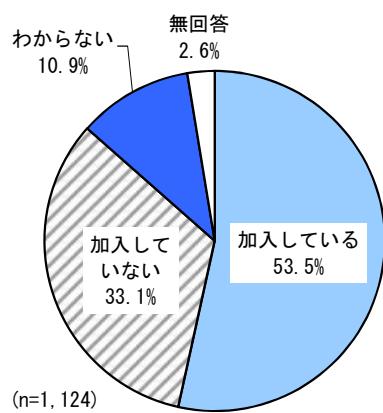
才. 地域活動やボランティア活動について

① 自治会への加入状況

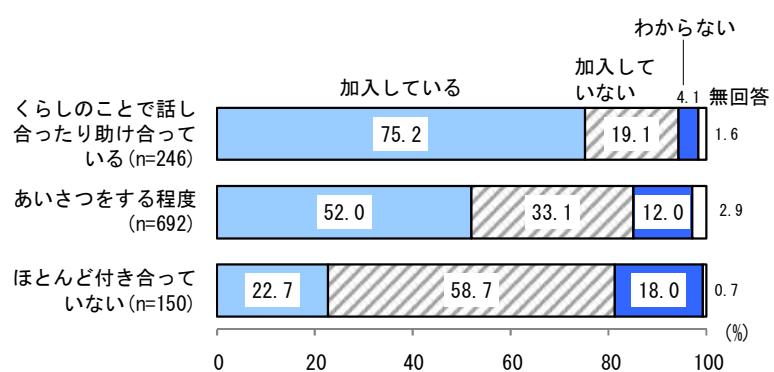
自治会への加入状況では、「加入している」が53.5%で最も多く、「加入していない」が33.1%となっています。

隣近所との付き合いの程度別でみると、「加入している」は“くらしのことで話し合ったり助け合っている”人で75.2%と最も高く、近所付き合いがなくなるほど自治会への加入率も低くなっています。

【自治会への加入状況】



【隣近所との付き合いの程度別】

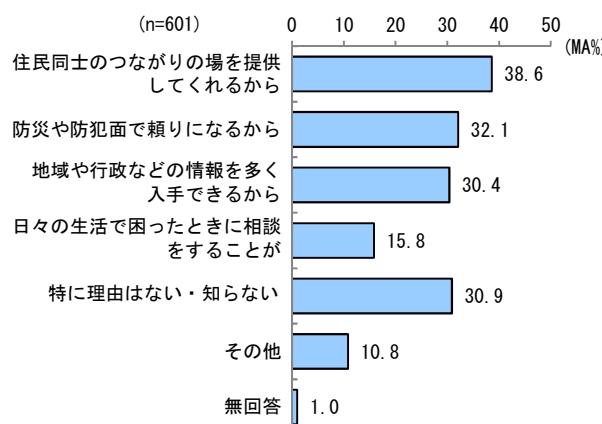


② 自治会への加入理由・加入していない理由

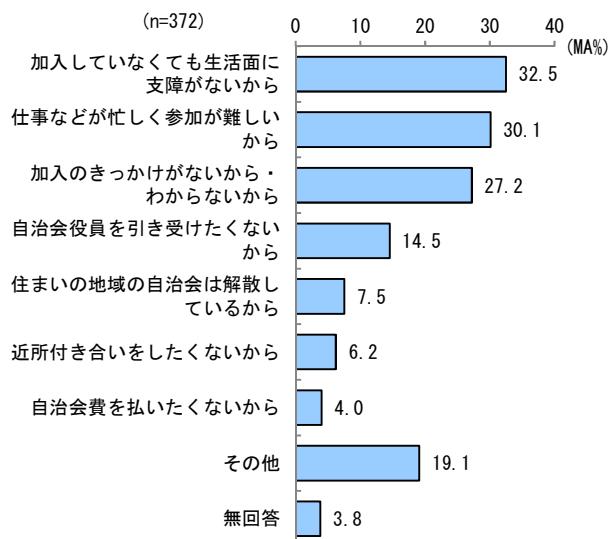
自治会へ加入していると回答した人に、その理由をたずねると、「住民同士のつながりの場を提供してくれるから」が38.6%で最も多く、次いで「防災や防犯面で頼りになるから」が32.1%、「地域や行政などの情報を多く入手できるから」が30.4%となっています。

一方、加入していないと回答した人に、その理由をたずねると、「加入していなくても生活面に支障がないから」が32.5%で最も多く、次いで「仕事などが忙しく参加が難しいから」が30.1%、「加入のきっかけがないから・わからないから」が27.2%となっています。

【自治会への加入理由】



【自治会に加入していない理由】



③ 地域活動への参加・取組状況

地域活動への参加・取組状況については、「参加していない」が61.6%で最も多いですが、参加している活動・取組では「自治会の行事」が20.8%で最も多くなっています。

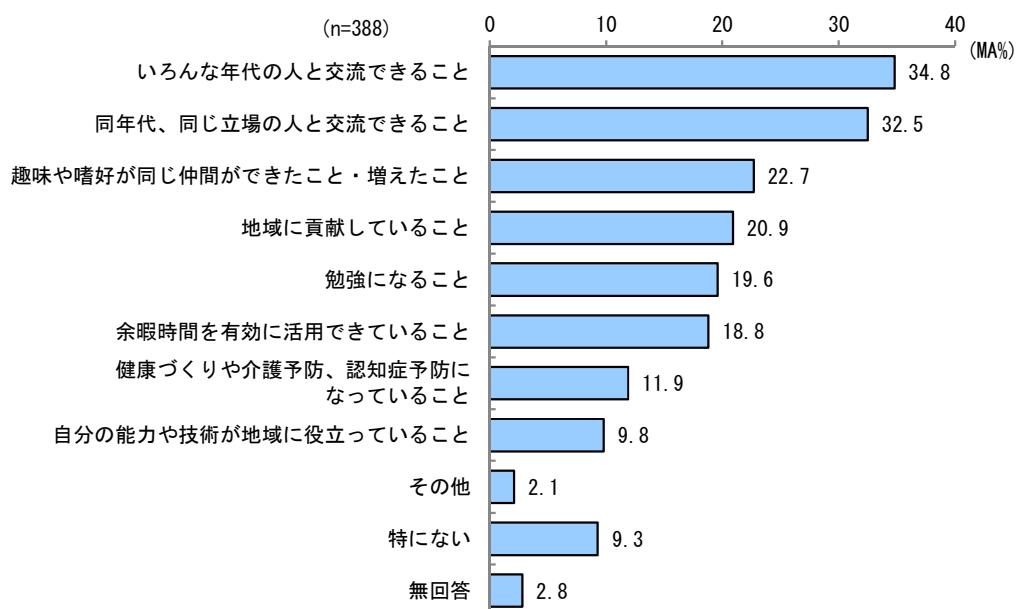
年齢別でみると、いずれの年代も「参加していない」が多いですが、次いで30～39歳は「子育て・育児サークル」(11.8%)、40～49歳は「PTA活動」(21.1%)が続いています。

【年齢別 地域活動への参加・取組状況（上位5項目）】

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位	(MA%)
全体 (n=1,124)	参加していない 61.6	自治会の行事 20.8	趣味・娯楽の集まり 6.5	PTA活動 5.7	高齢クラブ活動 3.5	
30歳未満 (n=104)	参加していない 81.7	自治会の行事 4.8	子育て・育児サークル 3.8	ボランティア活動 1.9	防犯活動／スポーツ団体の活動／くらしや健康に関する自主的な学習会 1.0	
30～39歳 (n=144)	参加していない 73.6	子育て・育児サークル 11.8	自治会の行事 10.4	PTA活動 8.3	子ども会活動 3.5	
40～49歳 (n=185)	参加していない 62.7	PTA活動 21.1	自治会の行事 16.2	子ども会活動 6.5	子育て・育児サークル 3.2	
50～59歳 (n=171)	参加していない 69.6	自治会の行事 18.7	PTA活動 4.1	防災活動 3.5	趣味・娯楽の集まり／防犯活動 2.9	
60～69歳 (n=191)	参加していない 61.3	自治会の行事 24.1	趣味・娯楽の集まり 9.9	ボランティア活動 7.3	高齢クラブ活動 4.2	
70～79歳 (n=205)	参加していない 41.0	自治会の行事 37.6	趣味・娯楽の集まり 17.1	高齢クラブ活動 10.2	スポーツ団体の活動 8.3	
80歳以上 (n=109)	参加していない 50.5	自治会の行事 23.9	趣味・娯楽の集まり 10.1	高齢クラブ活動 9.2	防犯活動 4.6	

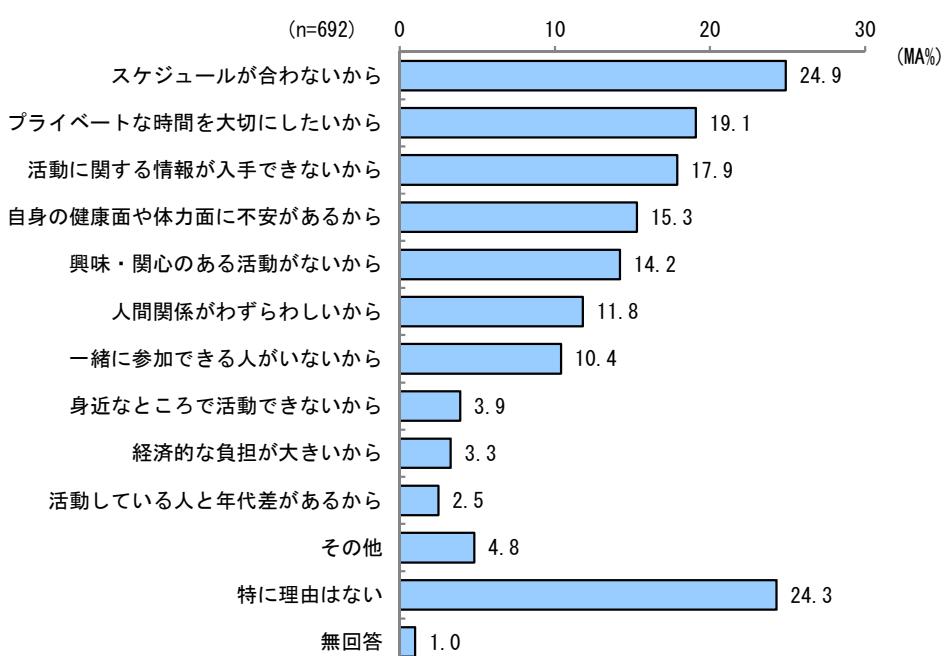
④ 地域活動に参加してよかったです

今、何らかの地域活動に参加したり取り組んだりしていると回答した人に、参加してよかったですをたずねると、「いろんな年代の人と交流できること」が34.8%で最も多く、次いで「同年代、同じ立場の人と交流できること」が32.5%、「趣味や嗜好が同じ仲間ができたこと・増えたこと」が22.7%となっています。



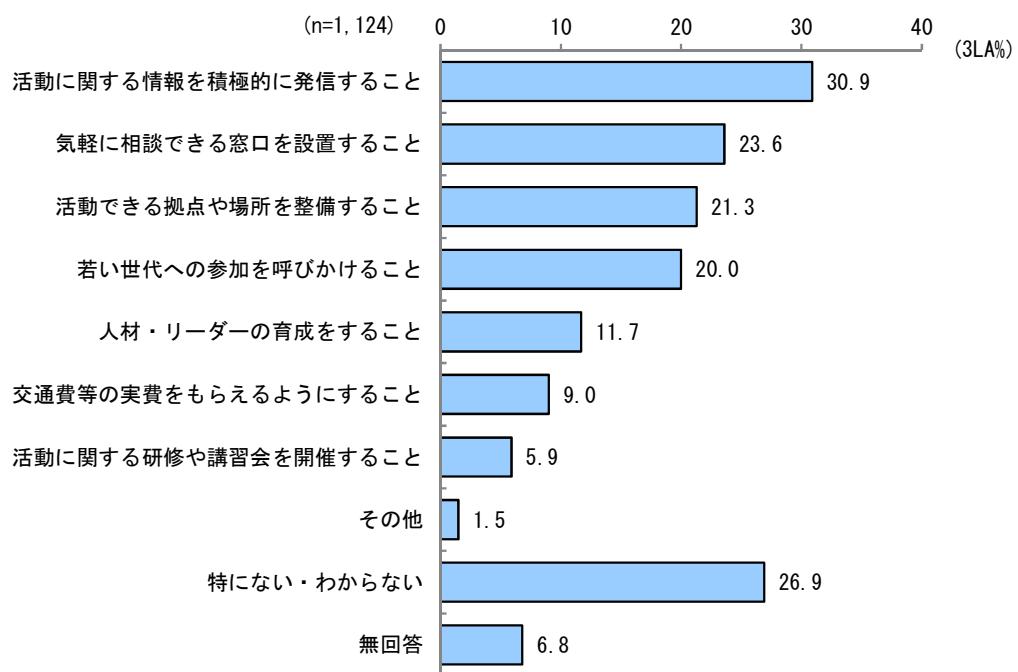
⑤ 地域活動に参加していない理由

今、地域活動に参加したり取り組んだりしていないと回答した人に、参加していない理由をたずねると、「スケジュールが合わないから」が24.9%で最も多く、次いで「プライベートな時間を大切にしたいから」が19.1%、「活動に関する情報が入手できないから」が17.9%となっています。



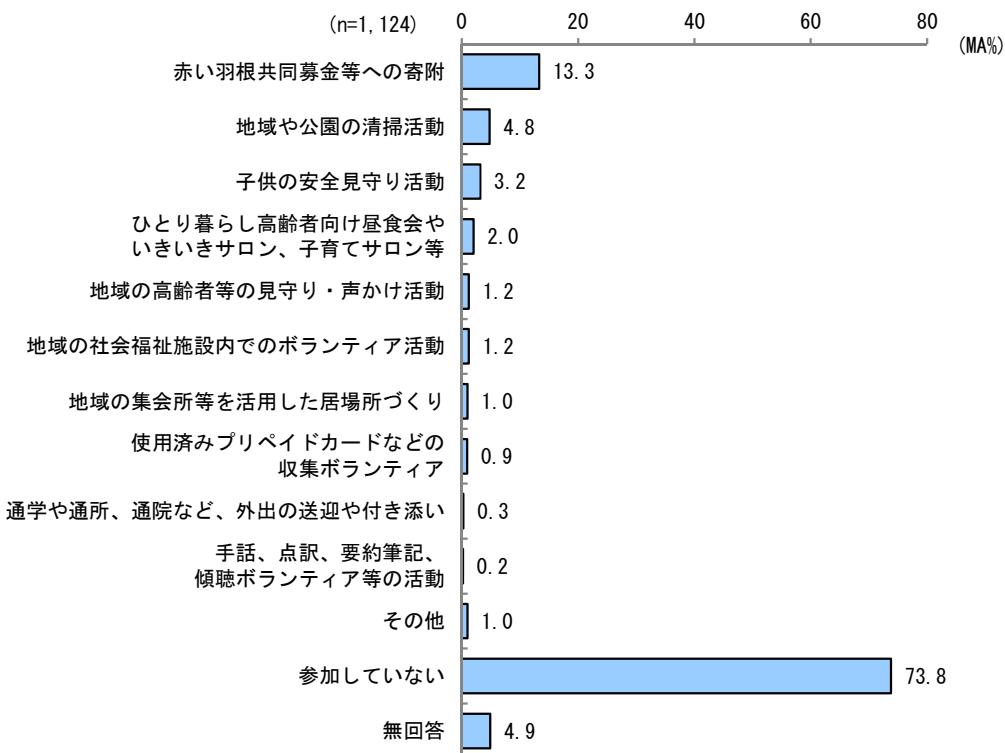
⑥ 地域活動に参加しやすくするために必要なこと

地域活動に参加しやすくするために必要なことについては、「活動に関する情報を積極的に発信すること」が30.9%で最も多く、次いで「気軽に相談できる窓口を設置すること」が23.6%、「活動できる拠点や場所を整備すること」が21.3%となっています。



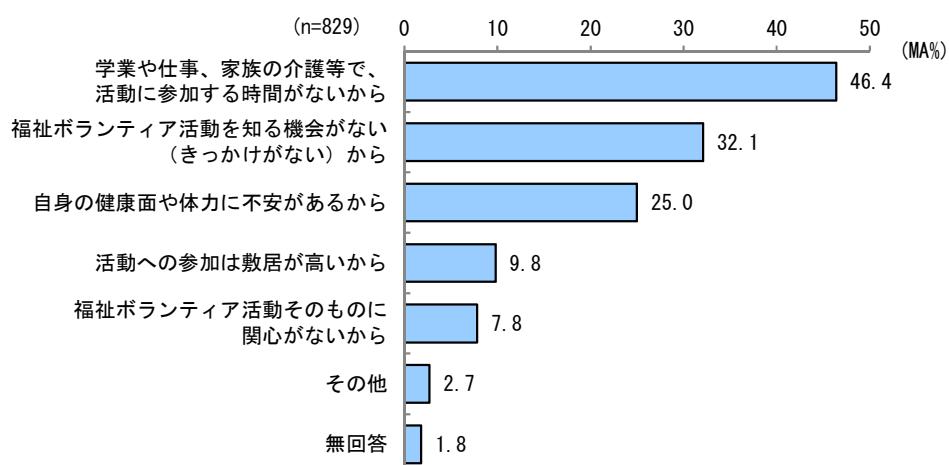
⑦ 福祉ボランティア活動への参加・取組状況

福祉ボランティア活動への参加・取組状況については、「参加していない」が73.8%を占めていますが、参加している人では「赤い羽根共同募金等への寄附」が13.3%で最も多く、次いで「地域や公園の清掃活動」が4.8%、「子供の安全見守り活動」が3.2%となっています。



⑧ 福祉ボランティア活動に参加していない理由

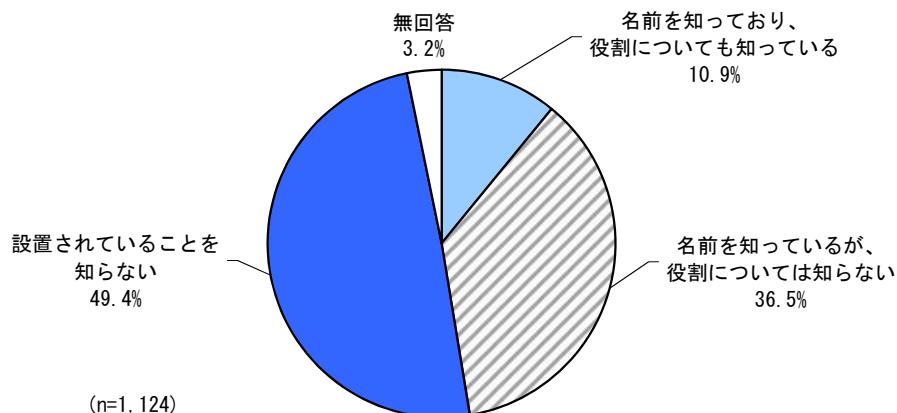
福祉ボランティア活動に参加していないと回答した人に、参加していない理由をたずねると、「学業や仕事、家族の介護等で、活動に参加する時間がないから」が46.4%で最も多く、次いで「福祉ボランティア活動を知る機会がない（きっかけがない）から」が32.1%、「自身の健康面や体力に不安があるから」が25.0%となっています。



力. 社会福祉協議会やCSWについて

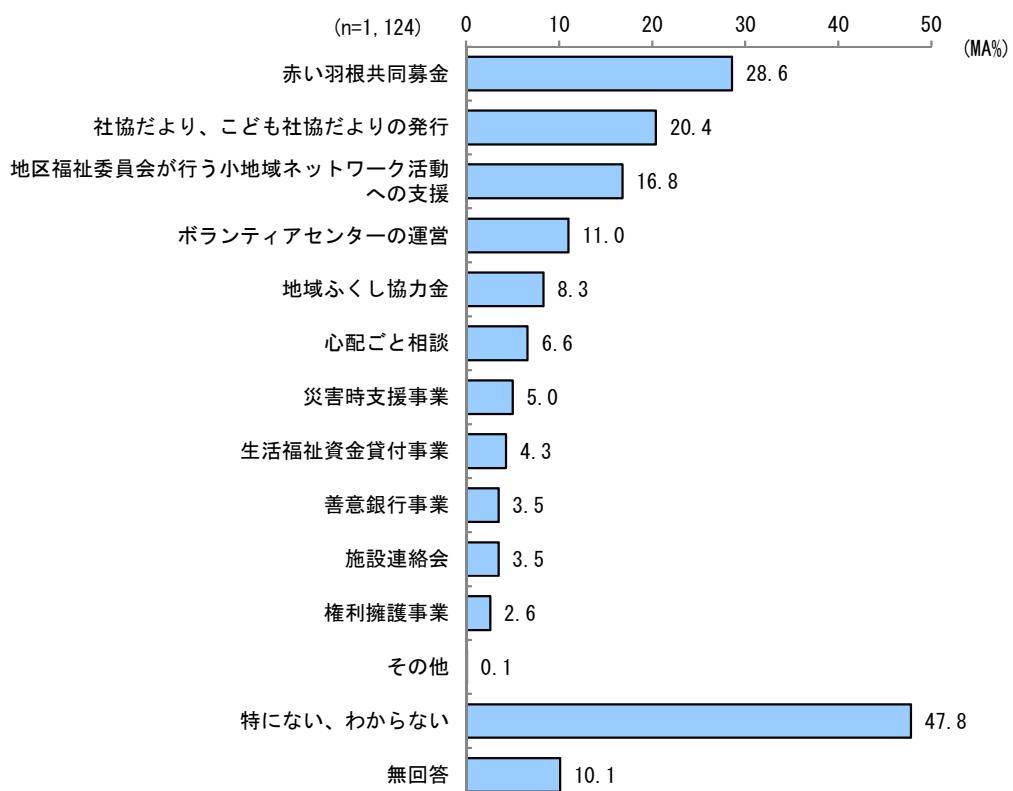
① 社会福祉協議会の認知状況

社会福祉協議会の認知状況については、「設置されていることを知らない」が49.4%で最も多くなっています。次いで「名前を知っているが、役割については知らない」が36.5%、「名前を知っており、役割についても知っている」が10.9%となっており、両者をあわせた認知度は47.4%となっています。



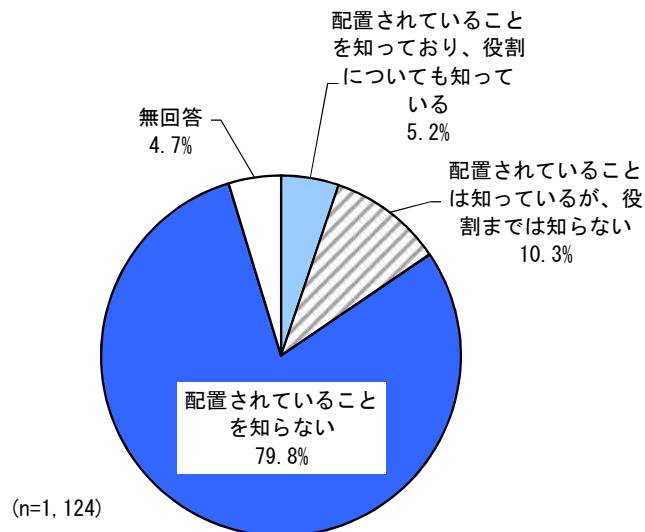
② 社会福祉協議会の取組として知っているもの

社会福祉協議会の取組として知っているものについては、「特にない、わからない」が47.8%で最も多いですが、知っているものでは「赤い羽根共同募金」が28.6%で最も多く、次いで「社協だより、こども社協だよりの発行」が20.4%、「地区福祉委員会が行う小地域ネットワーク活動への支援」が16.8%となっています。



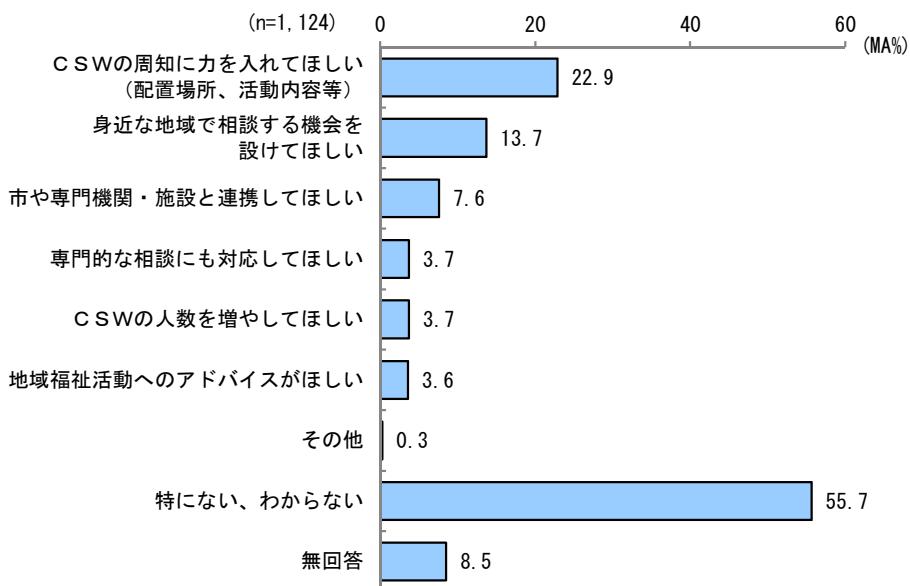
③ CSWの認知状況

CSWの認知状況については、「配置されていることを知らない」が79.8%で最も多くなっています。次いで「配置されていることは知っているが、役割までは知らない」が10.3%、「配置されていることを知っており、役割についても知っている」が5.2%であり、両者をあわせた認知度は15.5%となっています。



④ CSWに期待すること

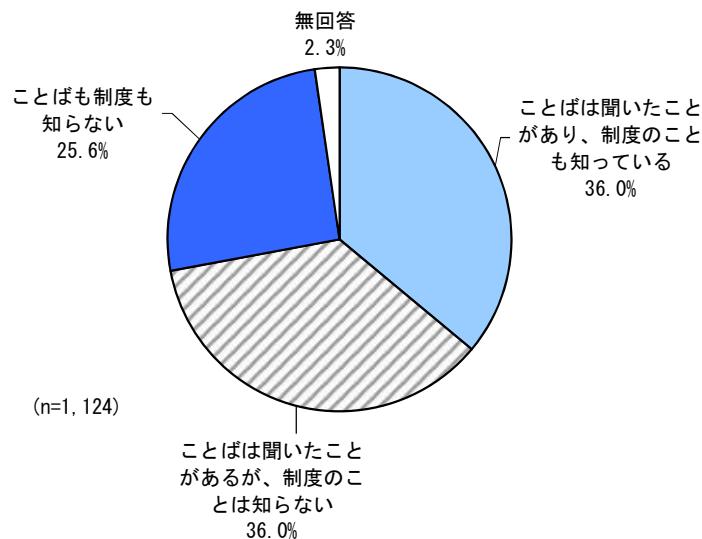
CSWに期待することについては、「特ない、わからない」が55.7%で最も多いですが、期待することがある人では「CSWの周知に力を入れてほしい（配置場所、活動内容等）」が22.9%で最も多く、次いで「身近な地域で相談する機会を設けてほしい」が13.7%となっています。



キ. 成年後見制度について

① 成年後見制度の認知状況

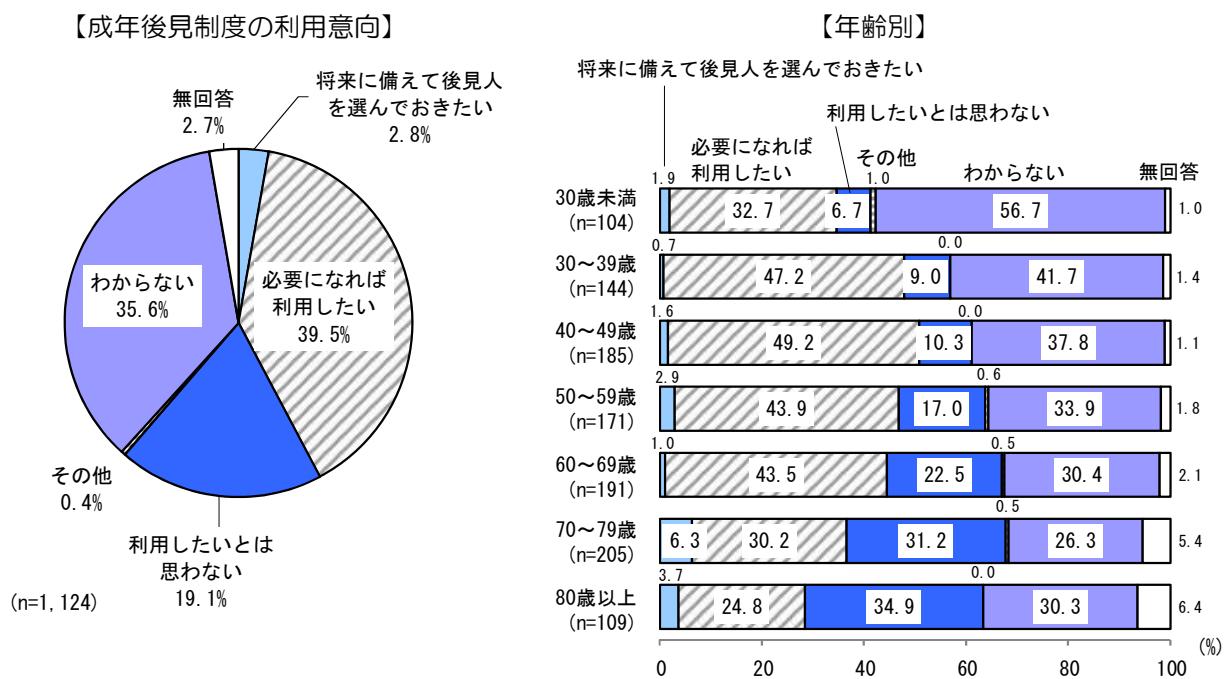
成年後見制度の認知状況については、「ことばは聞いたことがあり、制度のことも知っている」と「ことばは聞いたことがあるが、制度のことは知らない」がそれぞれ36.0%で最も多く、両者をあわせた認知度は72.0%となっています。一方、「ことばも制度も知らない」が25.6%となっています。



② 成年後見制度の利用意向

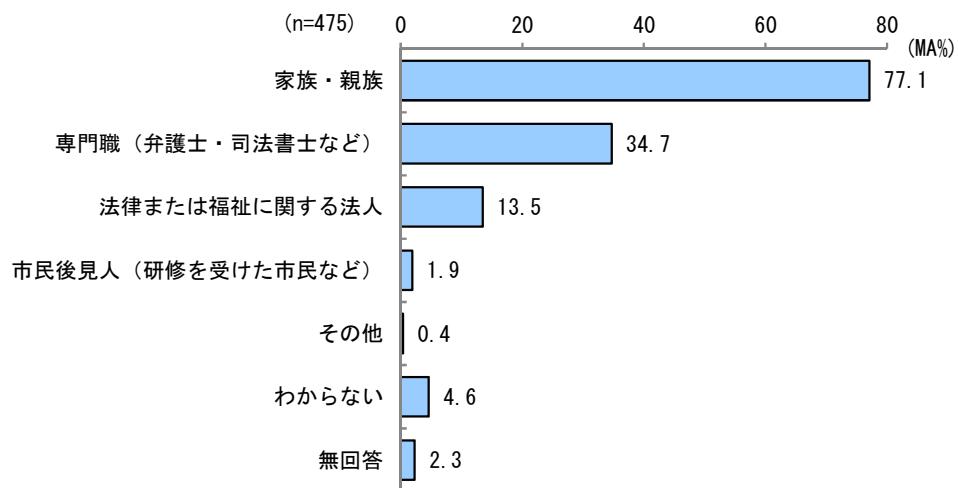
成年後見制度の利用意向については、「必要になれば利用したい」が39.5%で最も多く、「将来に備えて後見人を選んでおきたい」(2.8%)と「必要になれば利用したい」をあわせた利用意向がある人は42.3%となっています。

年齢別でみると、「利用したいとは思わない」は年齢が上がるほど割合が高く、80歳以上 (34.9%) で最も高くなっています。



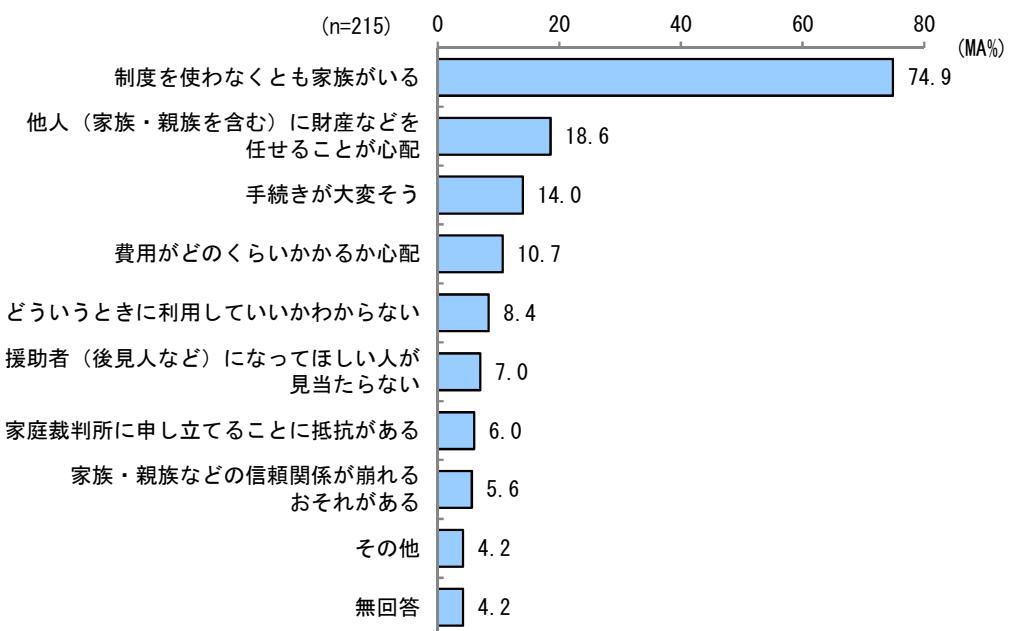
③ 援助者になってほしい人

成年後見制度の利用意向がある人に、援助者になってほしい人についてたずねると、「家族・親族」が77.1%で最も多く、次いで「専門職(弁護士・司法書士など)」が34.7%、「法律または福祉に関する法人」が13.5%となっています。



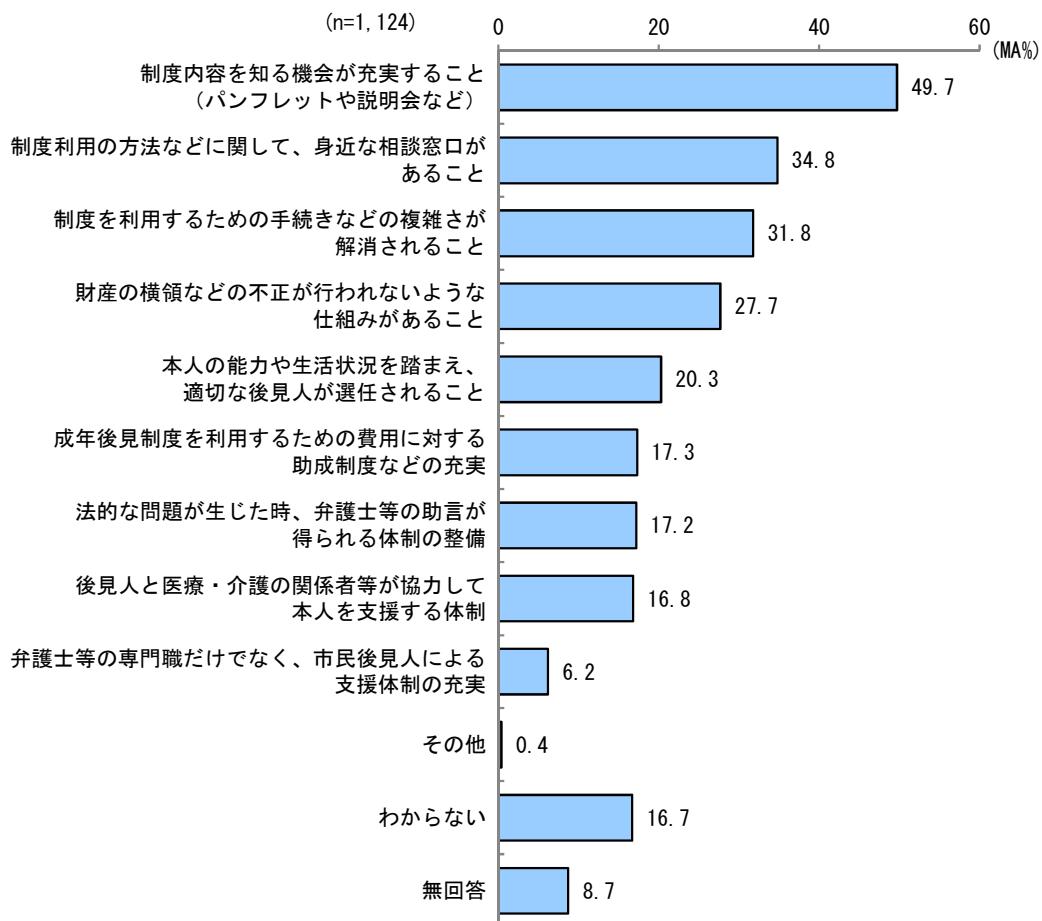
④ 成年後見制度を利用したいと思わない理由

成年後見制度を利用したいと思わない回答した人に、その理由をたずねると、「制度を使わなくとも家族がいる」が74.9%で最も多く、次いで「他人（家族・親族を含む）に財産などを任せることが心配」が18.6%、「手続きが大変そう」が14.0%となっています。



⑤ 成年後見制度が利用しやすいものとなるために重要なこと

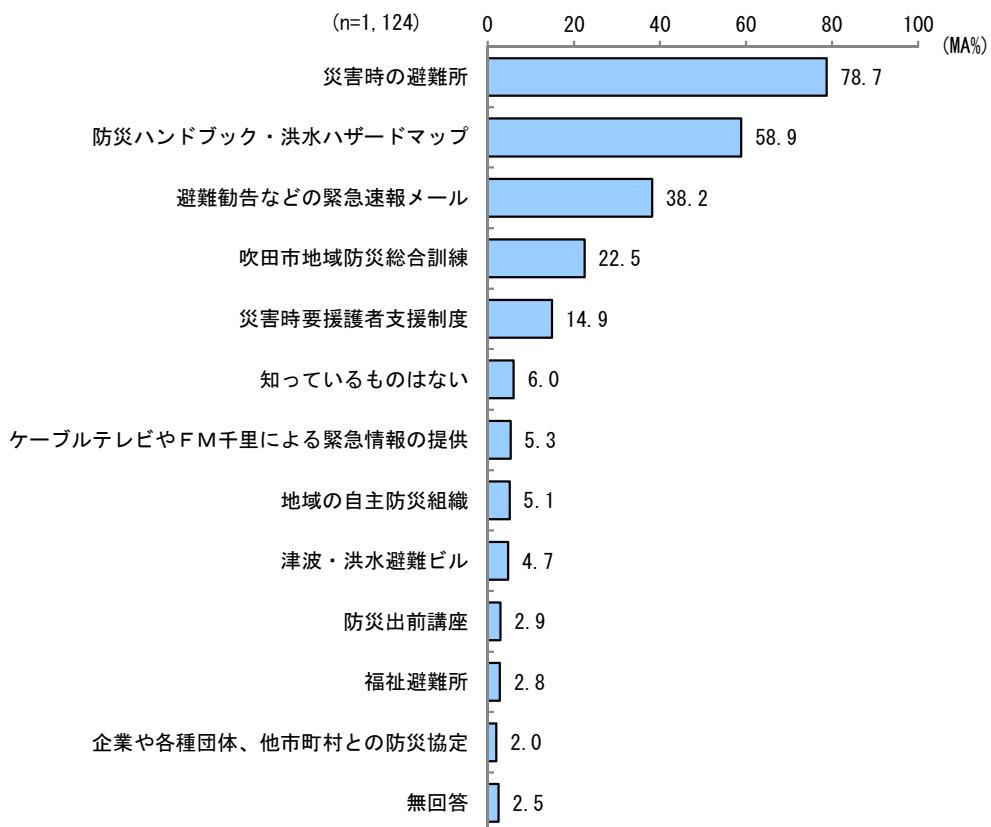
成年後見制度が利用しやすいものとなるために重要なことについては、「制度内容を知る機会が充実すること（パンフレットや説明会など）」が49.7%で最も多く、次いで「制度利用の方法などに関して、身近な相談窓口があること」が34.8%、「制度を利用するための手続きなどの複雑さが解消されること」が31.8%となっています。



ク. 災害から生命を守る取組等について

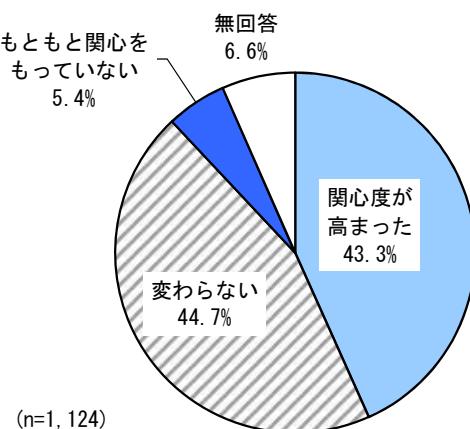
① 防災に関する取組や情報について知っているもの

防災に関する取組や情報について知っているものについては、「災害時の避難所」が78.7%で最も多く、次いで「防災ハンドブック・洪水ハザードマップ」が58.9%、「避難勧告などの緊急速報メール」が38.2%となっています。



② 大阪府北部地震の前後での地域の助け合い活動に対する関心度の変化

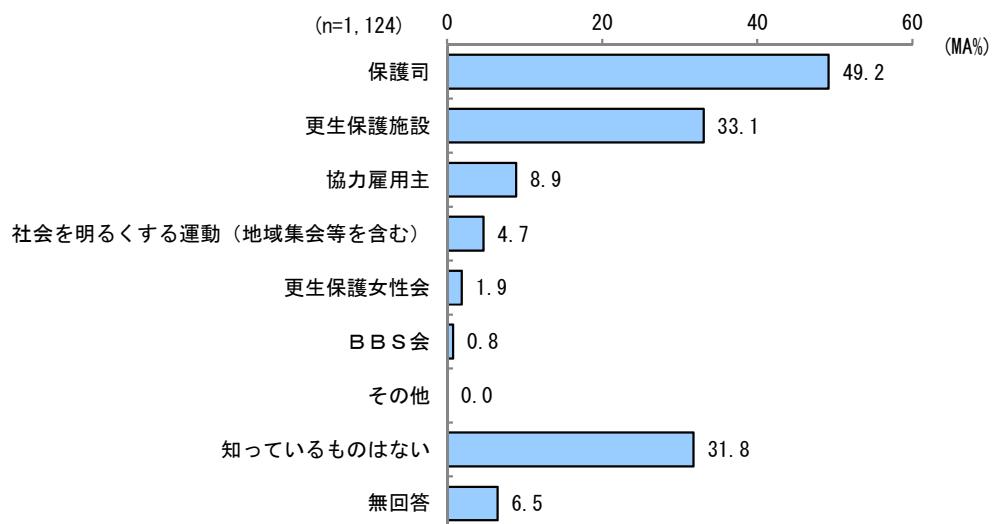
大阪府北部地震の前後での地域の助け合い活動に対する関心度の変化については、「変わらない」が44.7%で最も多く、次いで「関心度が高まった」が43.3%、「もともと関心をもっていない」が5.4%となっています。



ケ. 再犯防止の取組等について

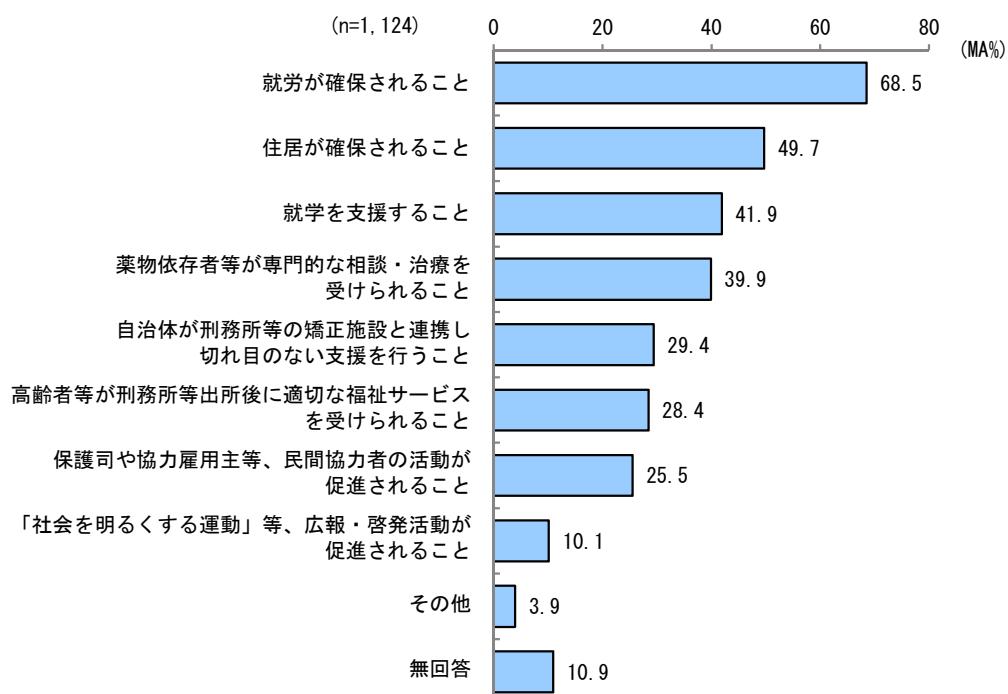
① 再犯防止に関する民間協力者や取組で知っているもの

再犯防止に関する民間協力者や取組で知っているものについては、「保護司」が49.2%で最も多く、次いで「更生保護施設」が33.1%となっており、「知っているものはない」は31.8%となっています。



② 再犯や再非行を防止するために必要なこと

再犯や再非行を防止するために必要なことについては、「就労が確保されること」が68.5%で最も多く、次いで「住居が確保されること」が49.7%、「就学を支援すること」が41.9%となっています。



(2) 地域福祉市民フォーラムの実施

令和元年(2019年)11月に、吹田の地域福祉を公民協働で進めていくために、それぞれが取り組めることについて考える市民フォーラムを開催しました。

【概要】

- ・手 法：ワークショップ形式（12グループによるグループ討議）
- ・テーマ：①6年後の吹田の「理想の地域での暮らし」について
②今後6年の取組や、自分がやりたいこと・できること
- ・参加者：市民47名
- ・開催日：令和元年(2019年)11月16日（土）

① 6年後の吹田の「理想の地域での暮らし」について

今後の理想の地域の暮らしについて、「安心」「暮らしやすい」「優しい」「助け合える（共助）」などのキーワードを含む意見が多く挙げられていました。

また、障がい者（児）に配慮され、防犯・防災などの面で安心・安全な地域を理想として挙げる意見が多くありました。

このような安心・安全な地域社会を築きあげていくには、近隣住民同士の交流が不可欠であり、近隣との交流は、地域コミュニティにおいて必要な情報交換の場となるばかりか、緊急時・災害時にも、地域での支え合い・助け合い活動（共助）を可能にするものと考えられます。

近所づきあいを基礎とした助け合いを行うにあたっては、個人情報の壁があること、また自治会に加入する世帯が減少する一方で、高齢化が進行し、担い手が不足していることや障がいのある方の地域移行に必要な施設や働く場の確保、医療的ケア児への支援不足などの問題点・課題が挙げられていました。

《理想の地域での暮らし》

- | | |
|--|---------------------|
| ・暮らし続けたいと思うまち | ・地域に出かけたくなるまち |
| ・助け合えるまち | ・災害が起こっても安心して暮らせるまち |
| ・学校教育、福祉教育、こころの教育 | ・あいさつが自然に出るまち |
| ・高齢者や障がい者に優しいまち | ・犯罪が少ない暮らし |
| ・孤独を感じない暮らし | ・子どもが安心して暮らせるまち |
| ・安全に遊べる公園がたくさんある | |
| ・診療所でもいいので、すべての人にかかりつけ医がいる | |
| ・医療機関がたくさんある | |
| ・いつでも一人で吹田市内を歩けるまち | |
| ・近くに公共交通機関がある、移動しやすい | |
| ・バリアフリーのための設備が介助なく活用できるようになる | |
| ・障がいがあっても働き、家庭を持ち、住まいを持ち、みんなが同じように暮らしていく社会 | |
| ・手話を使うことが普通となるまち | |

- ・孤立している方（高齢者だけでなく若い方を含む）を見つけやすいまち
- ・リタイヤした方が活躍できるまち
- ・高齢者が病院に行ける巡回できる集合タクシー
- ・介護をしている家族と専門関係と連携できるまち
- ・介護、福祉の仕事に若者が関心を持ってくれるまち
- ・地域格差をなくす
- ・自助はもちろん共助ができやすいまち
- ・自治会活動が活発になってほしい
- ・防災についてみんなが考えるまち
- ・地域で自分の特技を活かし助け合えるまち
- ・若い世代と昔からの世代が助け合えるまち

《問題点・課題（ニーズ）》

- ・高齢化しているので若い方に来てほしい
- ・段差、階段が多い
- ・支える人も高齢者
- ・個人情報のかべ
- ・自治会加入率の低下
- ・役をするのが嫌なので自治会に入らない、子ども会に入らない
- ・若いパパ、ママがもっと地域福祉に関心を持ってほしい
- ・免許証返納のメリット
- ・福祉委員など担い手不足
- ・民生委員のなり手がない
- ・青山台地区は子どもの数が少ないので、どうすれば増えてくれるのか
- ・仕事のある人の交流場所がない
- ・健常者からの差別
- ・18歳以上の障害者（医療的ケア）の入れる場所がない。障がい者施設が少ない、増やしてほしい
- ・障がいある人が働いていける場所がほしい
- ・自治会の連携不足
- ・マンションの住人の方が住んでいる部屋がわからない
- ・地域によって違うが、もっと縁が多いほうがいい
- ・地域とつながっていない人が心配、出てこれるような手段が必要

② 今後6年の取組や、自分がやりたいこと・できること

今後6年の取組や、自分がやりたいこと・できることのキーワードとして、近所の人とふだんから顔をあわせる、顔見知りになる、あいさつができる関係づくりなどが多く挙げられていました。

子どもだけでなく、大人も集える場のほか、若い世代から高齢者まで幅広い世代が交流できる場づくりなども取組として重要とする意見は少なくありません。

また、地域活動の基盤となる自治会についても加入率の向上に取り組む一方で、自治会の横のつながり、連携、交流を進めることなどが取組のキーワードとして挙げられていました。

《個人でやりたいこと・できること》

- ・あいさつ、声かけ
- ・一人ひとりが決められたルールを守る努力が必要
- ・高齢者が高齢化の課題を考える
- ・健康寿命を延ばす取り組み、100歳体操などに参加する
- ・災害発生時、気軽に声かけしあえる安心感
- ・他の住民に地域課題を伝えていく
- ・地域の絆をどう構築するか、何をしてくれるかではなく自分は何をするか
- ・市、府、大学主催の講演会、WSに参加し、勉強・発信する

《地域でやりたいこと・できること》

- ・各自治会の横のつながりを進める。
- ・地域の単独自治会に呼びかけ、地区のこれからを考える交流会を開催していく
- ・自治会ごとで防災訓練ができるようにする
- ・見守り活動の強化
- ・ひとり暮らし高齢者を対象に、軽食サロン、昼食会を実施
- ・子ども会だけでなく、大ども会をつくる
- ・転入してきた人に自治会に加入してもらう
- ・土日の午前中などパパさんが地域に参加できる仕組み
- ・今ある施設を活用して集まりやすいサブタイトル、ネーミングで集まる場をつくる
- ・自治会、福祉委員、民生委員、中・小PTA、他ボランティアグループとの連携を密にして、よりよい地域、まちづくりをする
- ・長く住んでいる人と新しいマンション等の人を結んでいく
- ・話し合いの場に若い人を入れる
- ・子どものためにお祭りを開催する

《行政等が取り組むこと》

- ・精神障がい者の交通費を割引してほしい
- ・情報交換、窓口をよりわかりやすくしてほしい
- ・民生委員、社会福祉協議会 認知度の向上
- ・幼稚園、小学校、中学校との関係をより一層密にする
- ・吹田市役所主催の防災訓練や講習会を地域ごとに行う
- ・防災マップの活用をして地区ごとの説明会を開く
- ・自治会と他委員会とを協力できるよう、市が主導をしてほしい
- ・施設、作業所、グループホームの充実

第3章 地域福祉計画の基本方向

1 計画の基本理念及び目標

本市では、平成16年度(2004年度)に第1次計画を策定して以来、第2次計画、第3次計画までにわたって「いのちとくらしを守り、一人ひとりが輝くまちづくり」を基本理念に、地域福祉に関わる様々な施策（事業）を推進してきました。

この理念は、本市がめざすべき福祉のまちづくりの方向性として普遍的なあり方を表しており、その考え方は現在においても変わらないことから、本計画においても引き続き、この理念を継承するものとします。

■（仮）基本理念■

いのちとくらしを守り、一人ひとりが輝くまちづくり

上記の基本理念の達成及び国が示す「地域共生社会」の実現をめざし、本計画では次の3つの基本目標を掲げ、今後6か年の地域福祉活動のさらなる充実・発展をめざします。

また、基本目標を達成するために必要となる取組を、具体的な施策として示しています。

■基本目標■

（1）公民協働による地域福祉活動の推進

価値観の多様化、少子高齢化や核家族化の進行などにより、地域における人と人とのつながりが希薄化している中、子育ての不安、介護の悩み、孤立や虐待などの問題が起こっています。このような状況の中、介護と育児に同時に直面するダブルケアなどの複合的な課題や、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかず深刻な状況に陥るケースの増加など、行政の力だけでは解決が難しい課題が顕在化しています。こうした課題の解決には、地域住民一人ひとりが、地域における様々な課題を我が事として受け止め、行政をはじめ関係機関との協働のもとに、地域全体で支える力を改めて構築していく必要があります。

そのためには、地域において日頃の近所づきあいや顔の見える関係づくりを進めることが大切です。住民にとって身近な自治会やボランティアなどの活動、一人ひとりの暮らしに寄り添って支える民生委員・児童委員や地区福祉委員会による活動など、様々な地域福祉活動が推進されるよう必要な支援を進めるとともに、誰もが気軽に地域福祉活動に参加できるような仕掛けを検討するなど、公民協働による地域福祉活動の推進を図ります。

(2) 総合的支援のネットワークの構築

地域生活課題の解決には地域住民同士の支えあい・助けあいが欠かせませんが、医療的なケアなど専門的な支援を必要とするものや、虐待など特段の配慮が求められるものなど、地域の力だけでは解決できない課題もあります。

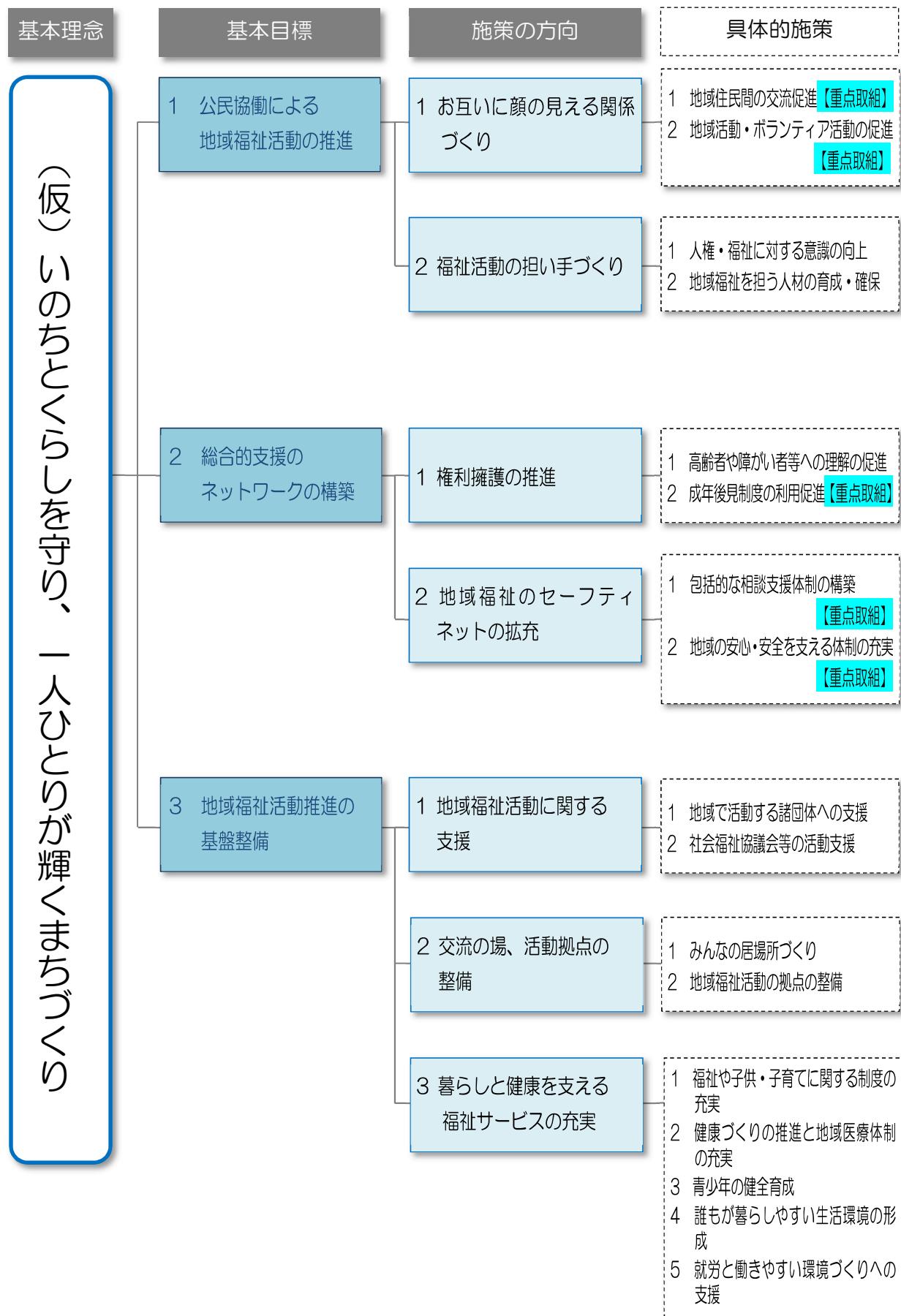
このような課題を含め、複雑化・多様化する地域生活課題に対する包括的な支援が行えるよう、府内連携体制の強化を図るとともに、地域と専門職とのつながりや相談支援機関同士の連携・協働を推進するため、既存の様々な相談・支援ネットワークを有機的に連携させることなど、包括的な相談支援体制のあり方について検討を進めます。

(3) 地域福祉活動推進の基盤整備

地域住民による主体的な地域福祉活動をより推進・発展させるため、また、支援を必要とする人に福祉サービスを適切に提供していくためには、行政によるヒト・モノ・お金・情報といった条件整備が欠かせません。加えて、雇用・就労支援、保健・医療、福祉など、総合的な生活保障のための制度の充実に向けては、国や大阪府との連携を促進することが不可欠です。

このため、地域で活動する諸団体について、担い手や交流・活動の場の確保、補助金交付などによる財政支援や情報提供の充実を図るなど、地域福祉活動推進のための基盤整備を進めます。

2 計画の施策体系



第4章 施策の展開

基本目標1

公民協働による地域福祉活動の推進

施策の方向1	お互いに顔の見える関係づくり
--------	----------------

1 地域住民間の交流促進【重点取組】

取組の方向性	関連する主な事業
<p>核家族化の進展やライフスタイルの多様化などにより、地域での人と人とのつながりは希薄化しつつありますが、地域の人とお互いに顔の見える関係を日頃からつくっておくことは、災害が発生したときにスムーズに協力するために大切です。</p> <p>ふれあい昼食会、子育てサロンや地区市民体育祭等の活動は、地域住民同士の助け合い・支え合いのつながりづくりに大きく貢献しています。</p> <p>これらの活動を行う団体等と連携し、市民への周知・啓発に努めるとともに、地域住民同士が互いに助け合い、支え合える関係づくりを進めています。</p>	<p>地域福祉推進活動補助事業 高齢者生きがい活動センター事業 各地区市民体育祭補助事業</p>

2 地域活動・ボランティア活動の促進【重点取組】

取組の方向性	関連する主な事業
<p>地域では様々な団体が福祉活動に取り組んでいます。地域福祉の裾野を広げるためには、多くの人が自分自身の協力できる範囲で主体的にかかわっていくことが大切です。</p> <p>地域福祉活動を行う団体が活発に活動を進められるよう、行政として必要な支援を行います。まだ参加していない人にも活動してもらえるように、短時間ボランティアや特技を生かせるボランティアなど、多様な活動スタイルを提案していきます。</p>	<p>福祉活動補助事業 災害救援活動補助事業 地域スポーツ促進・サポート事業</p>

■評価指標

指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和8年度)	備考
小地域ネットワーク活動の延べ参加者数	84,162人	86,000人	
高齢者生きがい活動センターの利用者数	50,696人	57,490人	

施策の方向2	福祉活動の担い手づくり
--------	--------------------

1 人権・福祉に対する意識の向上

取組の方向性	関連する主な事業
<p>人権や福祉意識の向上を図っていくためには、行政が主導するばかりでなく、地域や家庭など身近なところで地道に啓発活動を続けることが最も重要です。</p> <p>誰もがお互いを理解し、尊重しあえるよう、人権や福祉に関して気軽に学習できる場を提供したり、地域に密着した啓発活動を行う等、人権・福祉に対する意識の向上に向けた取組を進めます。</p>	<p>地域福祉計画推進事業 生涯学習推進本部事業 吹田市人権啓発推進協議会活動 補助事業</p>

2 地域福祉を担う人材の育成・確保

取組の方向性	関連する主な事業
<p>地域では様々な団体が福祉活動に取り組んでいますが、担い手不足や高齢化により、地域福祉を担う人材の育成・確保が喫緊の課題となっています。</p> <p>まだ福祉活動に参加していない人が、地域福祉活動に関心を持ち、気軽に参加してもらえるよう、活動のすばらしさを伝えられるような周知に努めています。</p>	<p>障がい者サービスボランティア養成事業 青少年リーダー講習会事業</p>

■評価指標

指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和8年度)	備考
生涯学習出前講座の依頼件数	58件	180件	
障がい者サービスボランティア協力者数	215人	250人	
青少年リーダー講習会事業申込人数	59人	70人	

基本目標2**総合的支援のネットワークの構築**

施策の方向1	権利擁護の推進
--------	----------------

1 高齢者や障がい者等への理解の促進

取組の方向性	関連する主な事業
住み慣れた地域で安心して暮らしことを続けるために、地域住民一人ひとりがお互いの個性を認め、尊重することが大切です。医療や介護が必要となっても、障がいがあってもなくても、地域の一員として暮らしていくよう、認知症や障がいなどへの理解を促進する取組を進めます。	認知症サポーター養成事業 障害者基幹相談支援センター事業 成年後見制度利用支援事業

2 成年後見制度の利用促進【重点取組】

取組の方向性	関連する主な事業
成年後見制度は認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者など判断能力が不十分な方の権利を擁護する制度ですが、あまり市民に知られておらず、また、制度を必要とする方が十分に利用できているとは言えません。 この制度の利用を促進するため、市民が制度の趣旨を理解しやすく、支援を必要とする人の利用につながるような広報に努めるとともに、地域連携ネットワークと中核機関の整備その他成年後見制度の利用促進に係る必要な機能の整備について検討を進めます。	成年後見制度利用支援事業 日常生活自立支援事業補助事業

■評価指標

指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和8年度)	備考
認知症サポーターの養成数（累計）	24,390人	46,650人	
障害者週間記念事業の啓発行事への参加者数	974人	1,200人	
成年後見制度の認知度	—	40%	
日常生活自立支援事業利用者数	94人	110人	

施策の方向2	地域福祉のセーフティネットの拡充
--------	------------------

1 包括的な相談支援体制の構築【重点取組】

取組の方向性	関連する主な事業
<p>近年、社会情勢の変化などにより、地域においては、認知症高齢者の増加、ひきこもりなどによる社会的孤立、様々な虐待や暴力、犯罪や非行をした人の更生支援など、複合化・複雑化した新たな生活課題が顕在化しています。</p> <p>こういった課題に対応するため、既存のネットワーク会議等を有機的に連携させるなど、分野をまたぐ課題にも様々な相談支援機関と行政との連携・協働によって適切な支援につながるような体制づくりに向けた検討を進めます。</p>	<p>DV防止対策事業 児童虐待防止対策事業 地域支えあいネットワーク推進事業 生活困窮者自立支援事業 包括的支援事業 委託型地域包括支援センター事業 障害者基幹相談支援センター事業 など</p>

2 地域の安心・安全を支える体制の充実【重点取組】

取組の方向性	関連する主な事業
<p>近年の大規模災害の頻発などから、地域における防災に向けた取組の重要性が再認識されています。</p> <p>大規模災害等が発生した際に、住民による自主的な防災活動が展開できるよう、防災組織の結成や、要援護者に関する情報提供など、地域における支援体制構築に向けた取組を支援するとともに、避難所生活において特別な配慮を必要とする要援護者のための福祉避難所の機能の充実など、行政としての取組を進めています。</p> <p>また、犯罪が多発している地域への防犯カメラの設置や青色防犯パトロールの活動支援など、防犯力の向上に向けた取組を地域と連携して進めることで、安心・安全のまちづくりを推進します。</p>	<p>地域防災計画推進事業 地域防犯推進事業 災害時要援護者支援事業 など</p>

■評価指標

指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和8年度)	備考
地域包括支援センターの認知度	—	50%	
コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の(延べ)相談対処回数	1,825件	2,000件	
自主防災組織の結成数(連合自治会単位・単一自治会単位)	25団体・ 277団体	34団体・ 300団体	
災害時要援護者支援に関する協定締結地区数	6地区	34地区	

基本目標3

地域福祉活動推進の基盤整備

施策の方向1	地域福祉活動に関する支援
--------	--------------

1 地域で活動する諸団体への支援

取組の方向性	関連する主な事業
<p>複雑化・複合化した地域課題に適切に対応するためには、各地域団体の活動の活性化を図るとともに、より一層地域との連携を強化し、様々な取組を進めていく必要があります。</p> <p>民生委員・児童委員や地区福祉委員、保護司など、身近な相談支援者の役割や活動内容をわかりやすく周知するとともに「やりがい」をPRするなど、それぞれの団体が地域でより活動しやすい環境づくりに努めます。</p> <p>また、財政的支援のほか、複雑な課題に対応するための独自研修の実施、団体同士の交流促進など、行政として必要な支援を行います。</p>	<p>福祉活動補助事業 災害救援活動補助事業 地域教育コミュニティ事業 シルバー人材センター補助事業 高齢クラブ活動補助事業 障害者団体福祉活動補助事業 商工業団体事業活動促進補助金交付事業</p> <p>など</p>

2 社会福祉協議会等の活動支援

取組の方向性	関連する主な事業
<p>吹田市社会福祉協議会は地域福祉の推進を目的に組織された団体であり、地域と行政とのつなぎ役であるコミュニティソーシャルワーカー(CSW)を中心に、本市の地域福祉活動推進の要となって様々な活動を展開しています。また、本市における包括的な支援体制の構築においても、重要な役割を担う団体として期待されています。</p> <p>一方で、依然低い状況にある同協議会とCSWの市民認知度の向上、また、複雑化する市民ニーズに適切に対応していくため、地域団体、事業者や行政とのさらなる連携強化が必要です。</p> <p>このため、各種の媒体やイベントの活用等により、同協議会の役割や地域福祉活動に関する市民への周知・啓発の取組を推進します。また、会議等の様々な機会を通じて市職員とCSWが情報交換を行い、互いの役割や業務に対する理解を深めながら、地域団体や行政との連携強化に向けた仕組みづくりを進めていきます。</p>	<p>地域福祉推進活動補助事業 日常生活自立支援事業</p> <p>など</p>

■評価指標

指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和8年度)	備考
民生委員・児童委員の人数	498人	522人	現状値は、平成31年3月1日時点の人数
単位高齢クラブ数	205クラブ	—	
コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の認知度	15.5%	30%	地域福祉に関する実態調査結果

施策の方向2	交流の場、活動拠点の整備
--------	--------------

1 みんなの居場所づくり

取組の方向性	関連する主な事業
<p>増加する認知症高齢者や生活困窮世帯など、支援を必要とする人を適切な福祉サービスにつなげるには、支える人と支えられる人が普段から顔の見える関係でつながっていることが大切です。</p> <p>誰もが気軽に立ち寄れる「まちの縁側」や子供支援の一環である「子ども食堂」などの好事例を広く紹介するなど、地域住民が主体となって、これらの『居場所づくり』に取り組むことができるよう支援します。</p> <p>また、様々な世代の市民が気軽に利用することで世代間交流の場となる「ふれあい交流サロン」、子供が安心・安全に過ごせる場や体験活動の機会となる「太陽の広場・地域の学校」などの取組についても、引き続き、地域の協力を得ながら着実に進めていきます。</p>	<p>ふれあい交流サロン事業 子どもプラザ事業 など</p>

2 地域福祉活動の拠点の整備

取組の方向性	関連する主な事業
<p>地域活動が活発に展開されるためには、活動の場の充実が必要ですが、参加者の増加などにより、地域によっては従来の活動拠点ではスペースが手狭になっているなどの課題があります。</p> <p>公共施設においては、改修や建替え等の機会をとらえて、必要とされる機能と場所の確保を検討し、より利用しやすい環境づくりに努めます。</p> <p>また、条例により一定規模以上の共同住宅開発時には集会施設の設置を義務付けるなど、地域活動の場が適正に整備されるよう努めます。</p> <p>この他にも、吹田市社会福祉協議会の施設連絡会が実施する地域への施設開放など、民間主体の取組が有効に活用されるよう周知等に取り組みます。</p>	<p>福祉活動の場提供事業 など</p>

■評価指標

指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和8年度)	備考
ふれあい交流サロン設置数	6か所	12か所	
子どもプラザ事業実施回数	1,992回	2,400回	
貸館の延べ使用件数	3,665件	4,190件	総合福祉会館

施策の方向3

暮らしと健康を支える福祉サービスの充実

1 福祉や子供・子育てに関する制度の充実

取組の方向性	関連する主な事業
<p>地域には、経済的な困窮や障がいなどにより、何らかの福祉サービスを必要としていたり、子育ての不安があるなど、様々な暮らしの課題を抱える人がいます。</p> <p>地域での暮らしの課題の軽減・解決を図るため、吹田健やか年輪プラン、障がい福祉計画や子ども・子育て支援事業計画などに基づき、各分野で制度的な対応に着実に取り組むとともに、サービス提供体制の整備を進めるなど、行政の責務として、福祉や子供・子育てに関する施策の充実を図ります。</p>	生活困窮者自立相談支援事業 地域密着型サービス整備補助事業 生活支援体制整備事業 日常生活用具給付事業 日中一時支援事業 地域相談支援給付事業 妊産婦相談支援事業 1歳6か月児健康診査事業 子ども医療費助成事業 ひとり親家庭医療費助成事業 など

2 健康づくりの推進と地域医療体制の充実

取組の方向性	関連する主な事業
<p>国全体で高齢者人口が増加する中、本市においても健康寿命を延ばすための取組や、安心して医療が受けられる体制づくりが重要となっています。また、心身の健康に関わる問題だけでなく、経済的な困窮など社会的要因が絡んで起こる自殺を防ぐための取組が喫緊の課題となっています。</p> <p>これらの課題の解決に向けて、健康すいた21に基づいた市民の健康意識の向上に向けた取組の推進、健診などの保健サービスや地域医療体制の充実、自殺対策計画に基づき相談対応や連携の強化を図るなどの自殺対策の推進のほか、健都に集積する資源を最大限活用し、健都を拠点に全市的に健康・医療のまちづくりを加速させます。</p>	高齢者フレイル等予防推進事業 すいた健康サポーター養成事業 30歳代健康診査事業 国民健康保険健康診査事業 各種がん検診事業 自殺対策推進事業 など

3 青少年の健全育成

取組の方向性	関連する主な事業
<p>近年、いじめやひきこもりなどが社会問題となっているとともに、青少年を巻き込む犯罪などへの不安が高まっている中、青少年の健やかな成長を支える環境づくりが重要です。</p> <p>社会性や自立性を育むための地域での様々な活動や体験の機会の提供、また、非行防止に向けた啓発や指導を行うとともに、様々な課題を抱える青少年に対する相談体制の強化を図るなど、青少年の健全育成に向けた取組を進めます。</p>	ヤングフェスティバル事業 青少年指導者講習会事業 非行防止・環境整備事業 など

4 誰もが暮らしやすい生活環境の形成

取組の方向性	関連する主な事業
<p>高齢化の進行などにより、外出時の移動や住まいに不自由を抱えることがないよう、様々なバリアの解消に向けた取組がますます重要となっています。また、地域活動の重要な場である公民館や市民センターなどの身近な公共施設は、老朽化に伴って、更新などにかかる経費が集中する時期を迎えようとしています。</p> <p>今後も、あらゆる人が安心して移動でき、社会参加しやすい環境の整備に努めるとともに、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づき、誰もが暮らすい生活環境の形成に向けた取組を推進します。</p> <p>また、より良い施設を長期的に安定して供給できるよう、計画的に公共施設の最適化を進めます。</p>	<p>公共施設最適化推進事業 市営住宅管理事業 コミュニティバス運行事業 市報すいた発行事業</p>

5 就労と働きやすい環境づくりへの支援

取組の方向性	関連する主な事業
<p>働く意欲がありながら様々な課題により就労が困難となっている人への支援や、介護・保育など特定分野の恒常的な人材不足の解消が喫緊の課題となっています。また、生活の中で地域活動やボランティア活動が可能となるよう、だれもが働きやすい環境をつくる必要があります。</p> <p>JOBナビすいたの活用や関係機関との連携により、求職者一人ひとりの状況に応じた就労支援を進めます。また、労働時間の短縮や休暇の取得推進について広く啓発を行います。</p>	<p>地域就労支援事業</p>

■評価指標

指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和8年度)	備考
地域密着型サービスの整備箇所数 ①小規模多機能型居宅介護 ②看護小規模多機能型居宅介護 ③定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ④認知症高齢者グループホーム ⑤小規模特別養護老人ホーム	①8か所 ②1か所 ③2か所 ④17か所 ⑤6か所	①11か所 ②3か所 ③5か所 ④20か所 ⑤12か所	
障がい福祉サービスの利用者数等 ①ホームヘルプなど訪問系サービスの利用者数（月平均） ②グループホームの利用者数（月平均） ③移動支援事業の利用者数（月平均） ④就労継続支援B型事業所における工賃平均月額	①1,089人 ②355人 ③1,078人 ④13,113円	①1,748人 ②637人 ③1,196人 ④18,000円	

指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和8年度)	備考
留守家庭児童育成室入室児童数	3,243人	5,000人	
特定健康診査（国保健康診査）受診率	45.3%	52%	
自殺者数の減少	49人	28人以下	
各中学校ブロックにスクールソーシャルワーカーを配置した時間数	8,469時間	15,738時間	
移動経路のバリアフリー化率 (整備済延長/全延長×100)	52.9%	100%	
JOBナビすいたの利用者数	5,050人	現状値の水準を維持	
「障がい者就職応援フェアinすいた」への参加者数	71人	現状値の水準を維持	